

平成26年第1回森町議会9月会議会議録（第1日目）

平成26年9月1日（月）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時55分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第 1号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2号 森町子ども・子育て会議条例制定について
- 6 議案第 3号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 7 議案第 4号 平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 5号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 6号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 7号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 8号 平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 1号 平成25年度森町財政健全化判断比率について
- 13 報告第 2号 平成25年度森町資金不足比率について
- 14 認定第 1号 平成25年度森町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 平成25年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 平成25年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 15 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 16 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 17 意見書案第3号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
- 18 意見書案第4号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書
- 19 意見書案第5号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策

の強化を求める意見書

20 議員派遣の件について

21 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（15名）

議長	16番	野村	洋君	副議長	1番	菊地	康博君
	2番	山田	誠君		3番	宮本	秀逸君
	4番	松田	兼宗君		5番	前本	幸政君
	6番	川村	寛君		7番	西村	豊君
	8番	木村	俊広君		9番	堀合	哲哉君
	11番	小杉	久美子君		12番	長岡	輝仁君
	13番	三浦	浩三君		14番	東	秀憲君
	15番	黒田	勝幸君				

○欠席議員（1名）

10番 中村良実君

○出席説明員

町長	梶谷	恵造君
副町長	片野	滋君
会計管理者兼 出納室長 監査委員	釣	隆吉君
総務課長	池田	勝元君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	木村	浩二君
防災交通課長	安藤	仁君
契約管理課長	小田桐	克幸君
企画振興課長	小井田	徹君
企画振興課長	木村	哲二君
税務課長	伊藤	昇君
収納管理課長	久保	康人君
保健福祉課長	山田	仁君
保健福祉課参事 保健福祉課参事兼 保健センター長	住吉	英勝君
住民生活課長	金丸	由起子君
環境課長 農林課長兼農業 委員会事務局長	佐々木	陽市郎君
	横内	仁司君
	工藤	秀則君

水産課長	黒川	安	明	君
商工労働観光課長	菊池	一	夫	君
商工労働観光課参事	新田	清	文	君
建設課長	岩瀬	英	一	君
建設課技術長	富原	尚	史	君
砂原支所長	川村	光	夫	君
地域振興課長	落合	浩	昭	君
町民サービス課長	坂井	定	幸	君
兼保健対策課長	香田		隆	君
教 育 長	清	水	信	君
学校教育課長	澤	田	則	君
学校教育課参事	金	丸	也	君
社会教育課長	中	島	尊	君
兼公民館長	武	井	肇	君
生涯学習課長	金	丸	樹	君
兼体育課長	若	松	弘	君
兼体育館長	柏	渕	茂	君
給食センター長	坂	田	仁	君
図書館長	石	島	幸	君
さくらの園・園長	小山	松	章	君
病院事務長	山	田	一	君
上下水道課長		下	英	
上下水道課参事				
消 防 長				
消 防 署 長				

○出席事務局職員

事務局 長	藤 田	司	志	君
議事係 長	村 本		政	君
庶務係 長	喜 田	和	子	君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成26年第1回森町議会9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、9月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、松田兼宗君、5番、前本幸政君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から9月12日までの12日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

1番、若者定住と子育て支援について、国保病院の元薬剤師について、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

初めに、若者定住と子育て支援についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、2問について一般質問をさせていただきます。

まず、若者定住と子育て支援についてでございます。民間の有識者などでつくる日本創成会議人口問題検討分科会の試算によると、2010年から40年までの30年間に子供を産む中心世代である20歳から39歳の女性が森町は約60%も減ると試算されております。森町においても一人でも多くの若者に住んでもらいたく、子育て支援の一環として今年7月より中学生までの医療費を無償にするなどいろいろ対策しているところでございます。森町は水産業など盛んで、中国から300人もの研修生が来ております。また、送迎バスまで出して北斗市、函館、厚沢部からも働きに来ております。このような現状を見ますと、森町は働き場所がありますので、子育て支援を充実することによって若者が住んでくれる環境ができるものと思っております。

先日の新聞を見ますと、上ノ国町では保育所給食費をこの10月1日から全額無料にする、また三笠市ではゼロ歳児の紙おむつ代年間7万8,000円助成、保育料、幼稚園授業料の実質無料、月額最高3万円の家賃助成をしております。人口対策は、小手先だけの対策だけでは効果は薄いと私は思っております。このぐらいの大胆な子育て支援をすることにより、より若者も住んでくれる環境づくりができるものと私は思っております。また、人口が増えると空き家対策にもなります。町長は、どのようなお考えをしているのかお尋ねいたします。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えします。

日本創成会議人口減少問題検討分科会における提言、成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」の発表資料によりますと、20歳から39歳の女性人口が50%以上減少した場合、合計特殊出生率が現状の1.41のままなら人口減少が続くと言及しただけですが、結論として末尾にこうした地域は最終的には消滅する可能性があると記しました。マスコミ報道が消滅を強調したため、人の住まないゴーストタウンのような自治体だらけになると受け取られております。大げさと捉えているところもありますが、結果として警鐘を鳴らし、地方に少子化対策を取り組ませる戦略に成功しているとも言えます。私も毎月減り続ける人口を増加に転じさせる方策を常に思案をしておりますが、確実な打開策はいまだ見出せてはおりません。全国の各自治体も同様に悩み、知恵を絞り、取り組まれているものと認識しております。

さて、森町ではこれまでに安心して子供を産み育てられる環境づくりを目指し、妊婦一般診査費用助成、新生児全戸訪問等を初めとする母子保健事業を進めています。本年度におきましても新規に風疹抗体検査、ワクチン接種費用助成を実施しております。昨年8月からは小学校卒業までの医療費全額助成について、本年度からは中学校卒業まで拡大し、子育て支援に取り組んでおります。保育所事業におきましては、延長保育や小学校低学年を対象に適切な遊びの場、生活の場を与え、保護者が安心して就労できるよう学童保育事業を継続しているところです。また、出産を奨励し、人口の増加を図るため3人目以降の子を出産した場合出産奨励金10万円の助成も行っております。黒田議員ご質問のように最

近では上ノ国や三笠市においても保育所保育料や学校給食費の無料化など子育て支援策に取り組んでおり、その他の自治体においてもさまざまな取り組みが行われております。森町としましては、保護者の経済的な負担を軽減し、若い方々が安心して子供を産み育てやすい環境づくりのため、前段に述べました各種事業に取り組んでまいりました。十分とは言えないまでも、これまでの取り組みは人口減少に一定程度の効果があったものと判断をしているところです。

さて、大胆に子育て支援をとの黒田議員の提言はありがたく受けとめさせていただきます。今後町財政を勘案しながら、大胆な取り組みの際にはぜひご相談をさせていただきたいと考えております。そのような中ですが、まずは温暖で過ごしやすい気候、四季折々に楽しめる景観、そして海と山のおいしい食材がそろっております魅力あふれる森町をさらに町外に発信してイメージアップを図り、若者の定住化促進並びに人口増加につながるような政策に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 答弁ありがとうございます。ありがたいのだけれども、さっぱりこっちが期待するような答弁がありませんでした。

これは、何するにしてもお金がかかりますので、財源の問題がございます。森町の財政も厳しいし、また今私が提案申し上げたこれ以外にもやらなければならないことがたくさんあるのも承知しております。だけれども、町として人口が減ることが一番うまくないのです、町の発展のためには、活性化もなくなるし。そういうようなことから、当然よその町から退職なされて、町長の言うとおりの環境のいいところだから、その方たちも来ていただくのも結構だし、特に若い人が住んでくれないと町が活性化しない。若い人たちは、当然将来的に結婚もして子供も産んでくれます。そういうようなことから、やはり若い人住むことによっていわゆる経済効果あります。それで、町が活気が出てくると。これが一番なのです。そういうようなことから今提案をしているところなのです。

それで、町長これ無理だと思うのだけれども、まだ無理だと思う、これからだと思うのですけれども、町長はまだ1期目の町長だからこれからです。だから、今言ってもそうかということにはならないと思いますけれども、三笠市は町長知っているとおり炭鉱の町でございます。当時最盛期のときには6万3,000人いたそうです。それが現在は9,600人だそうです。それで、現在やっている市長さんは3期目で、23年7月の選挙で3期目になったそうでございます。そのときの選挙公約というのですか、そういうようなことで選挙後始めたということなのです。それで、ずっと、どこの町もそうなのですけれども、減ってきています、人口。減ってきているのです。三笠市も当然そうです。ところが、今年の1月から6月までの半年間でございますけれども、転出者が173名で、転入者が218名いたそうでございます。45名がプラスになったというデータがあるわけなのです。それで、市役所の担当者が今までかつてないことだと驚いていると。だから、こういういろん

な市長の政策というか、そういうものがやっていることが徐々に浸透してきたのかなということで、これずっと続くということではなくて、やってみなければわからないけれども、この半年間のデータのことを今紹介したのです。この三笠市の財源でございますけれども、これは三笠市も過疎指定地域だそうでございます。それで、過疎債を使わせてもらったと。いわゆるソフト部分です。それが国に認められて、過疎債を使わせてもらってこういう事業を始めた、ということだそうでございます。

それと、上ノ国は5,594名だそうです、今人口が。上ノ国は、保育料とか小中学校の給食費、学童保育料、子ども発達支援センターの使用料、これ全額この10月から無料にするのです。この4本で年間3,450万かかるそうです。その財源は、財政調整基金から5億を取り崩して新たに基金を設けたと。これで10年間確保できると、こういう政策なのです。この工藤町長さんは現在4期目で、今年の5月に4期目当選したよということで、これも町長の公約でやるのでしょうかけれども、こういうふうにしてお金を捻出したというようなことを調べさせてもらいました。紹介したのですけれども、それでお金あれば誰でもやる、いつも言うとおりの。お金ない中でいかに町の将来につながることをやるかということが問題なの。ですから、3月議会でも同じようなことを町長に言ったのだけれども、お金ない中でいろんなことを政策、施策を立ててやるのが町長の手腕なの。ですから、私今言ったから即なるなんてことはないのだけれども、やっぱりこのうちの一つでも二つでも前向きに検討してもらわないとうまくないわけ。将来につながるからだから。

そういうようなことで、森町は幸いにして過疎指定地域になっているでしょう。合併特例債もあるでしょう。ですから、こういうものを運用すると後年70%は交付税という形で来るわけでしょう。だから、実際町での持ち出しは30%でいいわけ。そういうふうなこともありますし、それと森町の人口ですけれども、平成16年、森町が1万4,783名、砂原町が4,936名、こういう町が合併して、来年で10年になろうとしているのです。そうでしょう。そして、これ16年から25年までのデータなのだけれども、毎年減っているでしょう。人口減っているでしょう。25年度の12月で1万7,285人になっている。そうすると、この9年間で2,087人が減っている。年平均すると230人減っているわけ。だから、これ何かやらないと減る一方。だから、増えるというのは至難のわざだから、減らないような施策をしなければだめだと、それは町長知っているとおり。そういうようなことでいろいろ取り組んでいるのだけれども、何とかもう少し前向きに考えてくれないと、この出生率だって平成16年に202人いたのが25年度は119人だ。そうでしょう。10年間で半分になろうとしているわけ。まして子供を産む年代の女性がどんどん、どんどん減ってきているでしょう。だから、そのためには、カバーするためには若い人が住んでくれるようなまちづくりしなければならないということを言っているのだ。だから、もう少し前向きな答弁もう一回頼みます。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の再質問にお答えをいたします。

前向きな答弁をということで、いろいろと私も政策的なものも考えながら、1問目の最

初のご答弁をさせたつもりではおりましたが、まだ表現的にも不足な部分もございますし、経験としてもまだ2年目、この秋で2年目ということで不足のところもあるかなと、そのように思っておるところでございますが、私は高齢者だけをこの森町に呼び込むためにという、この魅力的な町を宣伝するということではないのです。黒田さんもおっしゃっているように、やはり町に若い方々が定着してくれないと人口は増えていかない。まず、そこが同じ共通の問題は私も認識してございます。

そこで、黒田議員さんのご質問にもございましたように水産加工場等たくさんの働く場所があるということで、あるのですけれども、それではその水産加工場の募集をかけても地元の方々がまず来ない。そこで、いろいろと知恵を絞って、中国人の研修生を応用しながら営業していたりというところもあるのですが、それと男性の職場、その仕事に就労して生活できる収入は得るかどうか、そういうことが最も大切なことであろうかなと思います。1次産業がまず主になって、2次産業から3次産業にと、そういった形態の森町でございます。さまざまな種類の仕事がありますし、そういった中でも皆さんよくご存じの2年後に北海道新幹線が新函館北斗駅として開業を始める。そこに向けたまず町の取り組みといたしましては、今後長期に、高齢の方々でもいいのです。長く町に2カ月でも3カ月でもいてくださる、そういう方々が増えていくと、その方々に対応する観光としての産業も今後成り立っていくだろうと。そういったものを北海道から派遣をしていただいた方を中心に今環駒ヶ岳、森町だけではなく大沼と鹿部の魅力も加えて、全国から来ていただけるような努力はしております。

それと同時にどんどん、どんどんこれから、しばらく景気低迷も続いておりました。そういう関係では、森町には非常に建設産業を営んでいる業者さんもおりました。ところが、そういったところでもやっぱり不況の波には勝てない。従業員を抱えないで、何とかぎりぎりまで今まで頑張ってきた。今新幹線もそうですし、これから2020年の東京オリンピックも決まって、建設産業は東北の復興事業ともあわせて非常に上昇ムードでございます。そういった中では、町内の建設関係者も恐らくは今後雇用を増やして、若い方が生活できる環境をつくってくれていくだろうと、そのように私は期待してございます。そういった部分では、経済界にも町として協力をしながら、当然町はもっともっと外に非常に住みやすいところだと、そして気候が良く、四季折々の大変風光明媚なところだというのを並行して発信していきながら、若い方に来ていただければなと、そのように思っております。

それと、いろいろと財源のお話もされてございました。合併特例債、過疎債、辺地債といろいろと財源ございます。こういったものも何とか活用しながら取り組んでいければなということでは、政策としてはプレミアムつき商品券ですとか、いろんなことにも使わせていただいておりますけれども、上ノ国、三笠市のような取り組みをしてまいったときには森町もそれなりの財源が必要になってまいります。今現在のところ思い切った財源を捻出しながら、使用しながらというのは、ちょっと全体の計画の中ではこの部分だけとい

うことにはならない部分がございます。しかし、黒田議員ご提案のように今後若い方に住んでいただくための本当のインパクトのあるそういったものに財源を使用するときには議員の皆さん方ともご相談をさせていただいて取り組んでいきたいなと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（黒田勝幸君） 町長、再来年春に新幹線が新函館北斗だったっけ、新函館に来ます。それに関わり町長は期待かけているようだけれども、そうなってくればいいです。だけれども、実際疑問だと思うのです。あそこに新幹線の駅が来たからといって、森まで波及効果があるかといえばこれ疑問。

それで、私加工場のことを中心に今雇用の場合言いました。ということは、今の現状を見ますと加工場に来ている方はほとんどが女性なのです。町長は、募集しても男の人が応募がないというような物の言い方したのだけれども、確かにそうなのです。女性で間に合う仕事なのです。だから、賃金も単価もある程度抑えられます。ですから、男性の若い人がそこで働いて、将来結婚して子供を産んで生活できるかといえかなり問題あると思うのです。大変だと思うのです。それだけ賃金出して加工屋さんが間に合うかといえ、これまた大変なことだと思うのです。だからこそ足りない部分を行政でこういう形で、お金でくれるのではなくてこういう形で支援したらいかがですかということを提案しているでしょう。それはわかっているでしょう、言わなくたって。そういう意味で言っているのだ。何だって人減るのうまくないのだから。人減ったら交付税だって減ってくるのだから、当然の話です。ですから、このままだったらじり貧になってしまいますよと。特に若い人口増やさないとだめですよという提案なのです。だから、微々たるものではあるけれども、そういうことによって人口の増えるというより減らさないことをまず考えなければならぬ。増やすということは至難のわざだから。減っても少なくすると。そういうことに力点を置かなければだめでしょう。だから、さっきから言っているとおり町長になったばかりだから、あれもこれもとすごく頭悩ましているのもわかるし、何とか前向きに取り組んでいただきたいなと、こういうふうに思っております。

町長どうしても担当課の課長が書いたのそのまましゃべって、町長の考え方というのは余り見えないから言いたくなってしまうわけ。だから、その辺、町長、自分の持論というか、考え方、できなければできないでしょうがないから、少しアドバルーンを上げなさい。まるっきりうそなら困る。困るけれども、ある程度あれしないと町民も感動も何もないから。それで努力してうまくなかったら、それはそれでしょうがないでしょう。努力しないであまりうまくないだろうがない。そのぐらいのあれしてください。もっと町民のばつとアピールしないと、梶谷町長何やっているのだと、こうなってしまうから。頼みます。もし言いたいことあったら言ってください。

○町長（梶谷恵造君） 再三にわたるご声援を心から受けとめております。本当に共通し

て若い世代に住んでいただきたい、この町に来ていただきたいのは私の考えも全く先ほど申し上げましたとおり同じでございます。

ただ、1点、今回の今みんなが直面しておる人口減少問題というのは、やっぱり一時的に人口を増やした国策のその影響が今現在減少にきている。しかし、それにあわせた行政の器が今地域、地方自治としてあるわけですから、なるべく減らさないような、そういうふうな取り組みはこれからもしてまいりたいと思います。本当に財源が許せば森町に来たらうちと土地と1棟ずつくれてあげると、そういう大きな風呂敷も広げたい、そういう気持ちは大いに私も持っております。これからやっぱり前向きな考えで進んでいきたい。しかし、基本的なものをないがしろにして、そちらのほうばかりに走るというのはこれはやっぱり本末転倒であろうと、そのように思っておりますので、ご理解をいただければなと思います。

まだまだたくさんの政策とアイデア、そういったものも持ちながら進んでまいりたいと思いますので、またその時々町政執行方針ですとかいろんな場面でご提案はさせていただきながら、大胆に進めていきたいと思いますので、ご支援をよろしくお願いを申し上げます。3回目のお答えにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で若者定住と子育て支援についての質問は終わりました。

次に、国保病院の元薬剤師についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、2問目でございます。国保病院の元薬剤師についてでございます。

国保病院で医薬品を横流しして利益を得たとして、業務上横領などの罪に問われた病院の元薬剤師、村上恵一被告の控訴審判決が3月18日、札幌高裁でありました。懲役2年とした一審、函館地裁判決を支持し、村上被告の控訴を棄却いたしました。その後の情報がありません。町民からその後どうなっているのかと言われております。以下4点についてお尋ねいたします。

1、これまでの経緯と今後の流れについて。特に村上被告は、現在どのような状況下に置かれているのか。

2、現時点での被害額はどれぐらいを推定しております。

3、村上被告の資産を町で預かっているとのことですが、いつ町のものになるのか。

4、町長は、これまで病院の改革の一環である町民会議の開催や病院だよりの発行をしたいと言っておりましたが、どのようになっておりますか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のこれまでの経緯でございますが、平成26年3月18日に行われた札幌高等裁判所での控訴審判決で控訴を棄却され、二審でも懲役2年の実刑判決が下された後について、こちらで把握している範囲において説明をさせていただきます。

二審でも実刑判決が下されたことから、4月に顧問弁護士と損害賠償請求について打ち合わせをし、町で預かった現金及び起訴事実の供託金約1,070万円を被害額の一部として歳入歳出外会計に入金しております。その後、元薬剤師と損害賠償請求額を協議するため、入所している可能性の高い刑務所へ通知文を送付するも不在のため返却となっております。現在元薬剤師が上告したのかも含めて、服役場所について顧問弁護士に調査を依頼しております。今後の流れにつきましては、服役場所がわかり次第通知文を送付し、金額を確定させ、請求することになります。

2点目の被害額でございますが、平成7年から行ったとされる医薬品の横領について、全期間の被害額を把握することは困難な状況となっております。顧問弁護士との協議の結果、平成14年から平成24年までの薬品を販売し、収入を得た額約7,800万円に入金額に対する被害額、消費税等修正申告分を含めて請求することが妥当であろうということになっております。

3点目の預かっている資産についてですが、先ほどもご説明したとおり、服役場所がわかり次第通知文を送付し、元薬剤師同意のもと金額を確定させ、その後に町のものになります。

4点目の町民会議の開催につきましては、諸事情により行えなかったのが実情でございます。開催方法も含めて検討させていただきたいと思っております。また、病院だよりの発行につきましては、平成25年度は5月の1回の発行にとどまっております。今後は院内で新たに係長クラスでの組織を立ち上げ、発行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（黒田勝幸君） 4点聞いたのだけれども、1点目の村上被告の現在どうなっているかということに対して答弁言わなかったのでは。言ったか。わからないと言ったのか。それ一番いいものね。

まず、わからないというのが問題なのだ。判決二審で出たでしょう。それ不服として東京高裁に上告というのしたもののなか、また再度訴えたもののなか、それを認めて収監されているものかわからないわけでしょう。そういうことなのでしょう。ということは、3月に二審終わりました、札幌で。もう6カ月たっているわけ。東京高裁でやったとしても6カ月あれば結果出ているわけ。それいまだに出ないから、収監されたのかなと思うのです。それで、町で顧問弁護士もいるのでしょうか。いるのでしょうかというよりいるのだから、もう少し弁護士の権限でできないのか。町で調べることはできないだろうけれども、弁護士ってそういうことぐらいできないのかな、どこにいるかぐらい調べられないのかなと思議なのだ。その辺1点。

それから、1,070万円入金になったとか言ったよね。供託金、なったのでしょうか、入金。まだなっていないの。これから。何か入ったような話しなかった、今。何か今聞いていて1,070万もう入金になったということで聞いたものだから、その辺ちょっと再質問のとき

にしゃべって、再度。

そして、被害額は17年間に及んでいるからわからない部分もあるけれども、7,800万と言ったよね。ということは、今まで議員協議会なり、議会で聞いているのは、刑事が終わらないと被害額の請求できないと言ったのだ。民事でなかったらだめだと言ったのだ。だから、刑事が終わって初めて被害額の請求なりするために民事ということなのでしょう。まだ民事やっていないでしょう。ということは、この被告人がどうなっているのかわからないから恐らくまだやっていないと思うのだけれども、この辺がいつなるものがさっぱり見えていない。それと、いろいろと資産を預かってあるわけでしょう。預かってあるのでしょう。それが大体どのぐらいの金額になるものか。この7,800万に充当するだけの金額なものだか、まだその処分するための手続もしていないから金額わからないのだろうけれども、大体これに該当するだけがあるのかどうかということ。

それと、町長いろんな事情で町民会議の開催、病院だよりの発行諸事情により思うように進んでいないと今言った。25年3月議会で言っているのだ、町長、これ。25年3月議会で言っているの、この言葉、同じこと。いまだに言っている。どうなっているの、1年半たっているのに。このときは解明の暁にはと言っているのだ。まだ解明の暁になっていないからやらないのだろうけれども、1年半たっているのだ。解明しなくても中間発表ぐらいやったらいいのでない。だから、町民怒っているのだ、何やっているのだと。やっぱりやるべき。それと、一番の問題は病院運営なのだ。今後どうするかということ、町民心配しているのは。今先生も足りなくて、午前中休んだり、午後休んだりしているでしょう。そうでしょう。そういう現状があるから、その理由もちゃんと町民に説明しなければだめ、この不祥事と絡めて。町長が今後病院運営についてはこういうふうにしたいのだという町長の考え方を示さないから町民が心配しているわけ。議会も心配しているわけ。その辺もう少し積極的にやっていかないと困るのでないかなと思うのだけれども、どうですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時43分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員さんからの再質問にお答えをいたします。

まず、私からは、病院の運営等につきまして町民会議を開催まだしていないという部分につきましてご答弁をさせていただきたいと思います。諸事情と書かせていただきましたけれども、やはり国保病院の体制が非常に不備になってしまったと。私が就任をする前後で限界に来ておったところから看護師等そういった関係者が非常に減少を続けていって、体制に不十分な部分がありましたので、まずはその体制づくりについてとにかく全力を尽くしてまいりました。今現在でも医師の十分な確保というところにはなっておりませんけ

れども、看護体制につきましては非常に皆様方にご満足をいただけるような状況まで復活しております。そういった中で、今後町民会議の開催については考えさせていただきたいなど、時期も含めて検討してまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

そういった中で、院内のこういった便りと申しますか、イメージアップにかかわる部分も今後取り組んでいく必要があるだろうと。今まではやっぱり院内の人間、担当者それぞれがとにかく自分の持ち場に取り組むのに精いっぱいという状態でしたので、今後幾らか余裕を見ながら、そして特に若い方々にいろんなイメージアップをさせようと、新しい体制を、そういった形をつくっていかうかなと、そのように思いながら指示をしているところでございます。

この病院の医師確保につきましては、森町だけではなくて、本当に全国的に15万人ぐらい足りない。そういう中で皆さんいろいろと努力しておる。今やっとな森町の町立病院も看護体制が充実してきて、今後ドクターが来ても大丈夫かなと、そういうイメージが表から見ても聞こえてまいっております。今後私も足を運びながら、いろんなところに新しい医師を確保するために努力してまいりたいと、そのように思っております。

また、この裁判につきましては、当初も申し上げておりましたように刑事事件が終了してから、その後民事が始まると。非常に長期間にわたるそういった取り組みになるということは以前にも申し上げさせていただきましたけれども、その内容に先ほど再質問でいただいた調査等についての内容につきましては、総務課長と病院事務局長から答弁をさせたいと思います。

以上でございます。

○総務課長（木村浩二君） 事務的なことでもありますので、私から答弁をさせていただきます。

まず、1点目の村上被告の所在でございますが、これについては3月18日の新聞発表、札幌高裁での実刑判決ということを確認しまして、その後すぐ弁護士と相談をしたところでございます。ただ、そのときの協議内容としましては、この後最高裁判所に上告する可能性もまだ残っているということなので、弁護士と協議の結果もう少し時間を置きましょうということになってございました。そういう意味で所在もその時点ではわからないということです。その後4月、5月と弁護士と協議を重ねてきて、被害額について準備を進めてきたというところでございます。この時点でも上告したという情報がありませんでした。でもその可能性はまだ残っているということでしたので、少し時間を置きました。その後もうそろそろわかるころだろうという時期も来ましたので、顧問弁護士と相談して、私と事務長のほうで警察なり、検察庁へ出向き、村上被告が今どこにいるのかということを確認したわけですが、これは制度的に教えられないということでもございました。そうならば顧問弁護士に頼むしかないということでもございます。そこで、弁護士の権限で今調査を依頼して、居場所を確認してもらっているところでございます。この過程で我々としては、町としまして、初犯ですので、初犯の人がいる可能性の高い施設、そこに一旦手

紙を送ってございます。しかし、そこからは本人不在ということで返ってきておりますので、その後の調査はやはり弁護士の権限でしかできないということになってございますので、依頼をしたところでございます。

それから、1,070万円の内金としての一部入金でございますが、これにつきましては歳入歳出外という町の会計がでございます。ここへ今一旦入金してございます。これは、町の入金ということでございますので、町のものになってございます。ただ、病院会計へ入れてしまえばその年の収入になってしまいます。これは、会計上どうしようもないので、一旦町のほうで預かっておいて、被害額が固まり、あるいは全て入金になった時点で病院の収入にするというふうにしなければならないというふうに考えてございますので、一旦町で保管しているということでご理解をいただきたいと思います。これは、町の入金でございます。

それから、民事についてでございますが、以前からの説明で私のほうも何度か説明したと思いますが、やはり刑事事件が終わって、被害額を確定させて民事に入っていくという流れになるかと思えます。これで今弁護士と被害額について相談をしているところでございますが、まずうちが確定させた被害額、うちが考えている被害額です。うちが考えている被害額を村上被告にまず確認します。これで村上被告がわかりましたと、了解しましたということであれば、これはこれで解決します。しかし、認めない場合、ここから民事に発展していくという形になろうと思えます。それで、村上被告にこの金額を確認させるべく居場所を今弁護士に依頼しているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、全体金額になりますが、刑事事件で村上被告の弁護士からは、自分たちで認めた被害額は約7,800万円というふうに提示をしましました。これをもとに我々のほうで、病院のほうで仕入れ金額や、あるいは消費税等々を含めて約1億円ということで顧問弁護士と相談して、弁護士のほうもまずではこの金額でいきましょうということに今なっております。これで村上被告が確認していただければ、今後賠償額請求に向けて発展していくということになろうかと思えます。

以上です。

○病院事務長（坂田明仁君） 損害賠償返済に充てることのできる資産の額でございますが、先ほど言いました約1,070万、そのほかに町のほうで共済積立金だとか、あと普通預金の通帳を押さえておまして、全体で3,400万円ほどあろうかと思えます。そのほかに家だとかそういうことについても本人はそちらの被害に充てるというふうになってございます。あと、株の証券の通帳につきましてもこちらで控えておりますけれども、本人の了承が得れないとおろせないという形になっておりますので、そういう形になっています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 今再質問の途中で、こういう答弁あったのだけれども、だから再々がありますけれども、再々で聞きますか。そういう意味でなくて何か……

○15番（黒田勝幸君） 1,070万になったのがいつ入ったのか。入金になった日付。

○病院事務長（坂田明仁君）　まず、先ほど言いました供託金の関係なのですけれども、4月24日に約590万ほど入っております。その前に町として現金を預かっていました金額481万円について4月10日に入っています。順番でいきますと、4月10日に480万円、4月24日に595万ほど入っております。

以上です。

○議長（野村　洋君）　再々質問に入ったようですけれども、続いてどうぞ。

○15番（黒田勝幸君）　訂正箇所ありますので、先に。東京高裁と言いました。これ最高裁の誤りでありましたので、訂正申し上げます。

それと、答弁に対する質問でございますけれども、今まで議員協議会なり、議会での町長なり、総務課長の答弁で、お金のかかわり、被害額のかかわり、刑事事件が終わらないと被害額というのは民事でないとできないのだよということをずっと言われてあった。ところが、今話聞いていると4月10日に480万、4月24日に595万、1,070万入金になっていますよと言ったでしょう。そしたら、今9月で5カ月もたっているのだ。この間議会もあつたし、議員協議会もあつたのに何で一言も議会なり、議員に話ないの、入金になっているのに。おかしいのでない。何やっているの。議会軽視でしょう、それならまるで。今まで言っている話と全然違うのでしょう。だから、民事でないとお金の請求できない、もらえないのだと議員の人たちみんな思っている。思っているでしょう、皆さん。それ既に4月に入っているのに、何で報告ぐらいできないのですかと言っているのだ。我々ももらっていることを知っていれば、その一部でも知っていれば自発的にこういうこともあつたのですよと、総額についてはこれから調べて、刑事終わってから民事で請求正式にすることになるのですよと言えるでしょう、町民に対して。今までもらっていないと思っているから、こういう質問出てきているのだ。何やっているの。全くおかしいのでないの、やっていることと思うのだ、私は。あなたたちはそれ当たり前だかしれないけれども。そう思う、普通。その辺ちょっと納得できないのだ。それいつまでもしゃべっても時間食うだけだからあれだから、その辺もう少しちゃんとやってくれなければ困るということ。

それで、普通は悪いことする人はみんな銭こ使ってしまっって何も無いのだけれども、この人幸いにしてあるからよかった。7,800万だけのものあるかどうかはこれからのことだけれども、既にもう3,400万も共済だとかなんとかということでもらったとか、一部もらったとかめどがついているから幸いだと思っている、この人。まだそのほか土地とかあると言っているから、かなりの部分返済してもらえと思うからよかった。

それと、町長、町民会議、早い時期にというの、1年半前もそんなこと言って、1年半もやっていないのだから、町長の早い時期というのはいつの早い時期だかわからないから、できれば年内にやってほしいし、早い時期という言葉の具体的に明示してください。そうでないとまた同じ質問されることになるから。その辺お願いします。

○議長（野村　洋君）　暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） 1,070万の入金について私からちょっと説明させていただきます。

○議長（野村 洋君） 静粛をお願いします。静粛をお願いします。

○総務課長（木村浩二君） 入金については、黒田議員おっしゃるとおりで、私どももそういう考えでいて、議員協議会の中でそういう説明をさせていただきました。ただ、顧問弁護士と3月以降に相談した結果、今こういうふうに宙ぶらりんになっている現金があるのですということを相談したところ、民事になった場合にはっきり町の収入になっていない現金があるのであれば、それは相手の弁護士がついた場合どうなるかわからないので、早目に町の収入にしたほうが良いというアドバイスを受けたので、即入金という形をとらせていただきました。この辺について議会にご報告申し上げなかったことは、大変申しわけないと思っています。よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 町民会議の部分について私から再度。

以前からお話し申し上げながら具体的な取り組みに至っていないのは、大変私からもおわびを申し上げるところではございます。ただ、先ほど申し上げましたようにやはり基本はあり方よりも本当の病院の医療体制を先にきちっとした確立することが大事だということで今まで取り組んでまいりました。かなりおくれた部分をこれからきちんとした形で町民会議のあり方も含めましていろいろと検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

（「議長、時期の明示を教えてください」との声あり）

○町長（梶谷恵造君） 時期でございますけれども、この体制も含めましてきちっと固まったものがございません。その点で、時期に関しては後日また改めましてそういうご報告をさせていただきながら会議を開催したいと、そのように思います。大変申しわけございませんが、ご理解をお願いしたいと思います。

（「議長、納得できない」との声あり）

○15番（黒田勝幸君） 体制ができてからって、体制いつできるの。ずっとそういうふうに来ているのでしょうか。だから、中間でいいからやってくださいということを言っているのだ。町長の言葉を聞きたいの、町民は。町長の考え方を聞きたいの。体制いつできるの。努力していることは理解しているのだ。理解しつつも中間発表ぐらいしたらいかがですかと言っているのだ。病院のあり方今後どうするのか。だって、町長、この病院関係で不祥事続きでしょう。薬剤師の話から臨時職員の医療費窓口で不正した58万、それから山口医師のわいせつ行為あって、新聞にみんな載っているのだ。町民みんな知っているのだ。立

て続けで3件も続いているのだ。それは、議会で謝罪したとか給料減額した、それはいい。けれども、町民の前でちゃんと言うべきでしょう。特に病院のことについて今後どうするのだろうと、梶谷町長はどうするのだろうとみんな心配している。町長だって年間4億も赤字になっている中でも頑張ってやっているのでしょう。2億はルール分で国から来るにしても、2億というのは町民の血税を投入しながらやっているの。毎日病院100万以上ずつ赤字なの。それでもやっているわけでしょう、やらないわけにいかないから。だから、その辺も町長の口からきちっと町民に説明すべきではないの。立て直しできた時点といたっていつ立て直すの。いつまでにそしたら立て直すと、そしたらそっちのほうちゃんと言ったらいいでしょう。いつまで責任持って立て直すと。それでなかったら全然姿見えないでしょう。本当に今なった町長にこういう言葉言うのは酷だと思って理解しつつも、やっぱり町長に言うしかないのだ。だから、その辺町民会議もう少し前向きに、年内にやりますとか言ってくれたらいいでしょう。もう一回頼みます。

○町長（梶谷恵造君） 再度のご質問でございますけれども、私個人の思いだけを町民の方々に伝えるのは、それは今すぐでもできます。しかし、それだけで町民の方々は満足されないと思うのです。看護の体制、介護の体制、リハビリの方法、それから医療システム、もちろん病院の医師を本当にあなた確保して連れてこれるのかと、そこまでの答えを持たないで安易に私はこの町民会議は開けるものではないかと、そういう思いはございます。ですから、きちんと町民の方に説明できるような体制ができるまでちょっとお時間を下さい、そういう思いでご答弁をさせていただきました。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（野村 洋君） では、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、2、将来の森町の農漁業に向けて、5番、前本幸政君の質問を行います。

○5番（前本幸政君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

将来の森町の農漁業に向けて。1年前の昨年の9月会議の中で、1次産業の活性化と題して一般質問をさせていただきました。そのときの内容としましては、後継者不足に対する問題や今後の1次産業に対する町長の考え方をお聞きいたしました。農業分野につきましては、各関係機関、団体など連携を図り、町の支援体制も含め検討したい、またクリーン農業については認定制度の普及に努めるとともに、さらなる6次産業化を推進し、地域の特色を生かした魅力と活力ある農業、農村づくりを図りたいと述べられています。また、漁業分野では森町漁業就業者対策協議会を設立し、組合員の増加を図り、高齢化による組合員の減少を補う計画である、また漁業者みずから6次産業化を目指し、漁協と連

携を図り、システムを構築したいと力強いご答弁をされたわけでありますが、現在農漁業者にとって将来的な活性化につながっているのでしょうか。森町の1次産業は、温暖な気候や地熱など自然エネルギー資源、また内浦湾の漁場により多くの農水産物の生産がなされています。これだけの条件の整った町村はほかにあるのでしょうか。本当に恵まれた地域だと思っております。

しかし、半年前の3月会議の私の一般質問の中で人口減少問題に触れたかと思いますが、森町も農漁業に携わる方が減っているのが現状です。今後これらについて対策を講じなかったら農漁業者の人口もさらに減り、1次産業の衰退どころか森町という自治体の衰退につながるのではないかと危惧するところであります。森町は、農業、漁業の1次産業を主体に発展した町であり、今後も1次産業抜きで考えることは不可能と思っております。道内には個性を引き出し、人口を増やしている町村もございます。平成20年度に第1次森町総合開発振興計画の中で、農業については意欲的な担い手や新規就農者の確保、育成を図る、漁業でも漁業後継者組織の強化や漁業就業希望者への情報提供など後継者の育成を図ると記されておりますが、さらなる具体的な支援体制を含めた中での長期計画を立てるなど、将来安心して農漁業が就業できる環境を確立し、さらなる森町の発展につながるようしなければならぬと思っておりますが、町長の考え方をお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 前本議員のご質問にお答えします。

農漁業の人口は、議員ご指摘のとおり、全国的に減少の一途をたどっており、森町だけではございませんが、重要な問題と捉えております。減少の背景には経営者の高齢化、担い手や後継者不足、さらには少子化問題に加えて農漁業ならではの自然を相手とした所得の変化、さらに国が進めているTPPの影響など、農漁業の縮小が地域の縮小に直結し、加えて加速するという負の連鎖が懸念されている状態です。このような環境下で農漁業者は積極的に子供を後継者にするということではなく、子供の意思を尊重しつつ後継者育成を図っているのが実態であると伺っております。

議員も危惧されているところですが、行政としても手をこまねいているわけではありません。1次産業の発展は、町の発展に直結するものと私も同じ考えであります。漁業につきましては、漁協、系統団体と連携し、昨年8月に森町漁業就業者対策協議会を設立し、私が会長に就任をしております。それにより新規漁業就業支援事業の要領を制定して、新規就業者の受け入れ態勢を整備しております。農業につきましては、各関係機関との連携において新規参入者受け入れ要件、研修生受け入れに向けた圃場、住宅等の確保と受け入れ農家の体制づくりに努めている状況であり、町の支援体制を含め検討していきたいと考えております。また、人口減少対策として漁協が中心となり、サンデークルージング事業と称した町の補助金を活用して婚活に取り組んだり、農業サイドでも今年同様に予算づけをしております。

今後農漁業分野において人口減少に歯どめをかけ、かつ就業者を増やすためには、魅力と希望を持てる職業として安定した収入を得られる環境並びに就業環境の改善整備が求め

られており、国の支援対策の情報提供や支援策を有効活用しながら、農漁業者の要望に応じていきたいと思います。その過程で収穫物に付加価値をつけて販売できる体制づくりを目標としておりますが、達成するには各事業者の意識改革が最も不可欠な条件であると考えております。意識改革には時間をかけて理解していただく必要があり、一足飛びに解決できるものではありません。農漁業が考える将来ビジョンをそれぞれの協同組合がしっかりと打ち立てた中で、目標達成に向けた現在の課題等を整理しながら、長期的に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（前本幸政君） 答弁ありがとうございました。同じ方向を見ているということで大変理解しているのですが、先ほど同僚議員もおっしゃっておられました。もう少し熱い具体的な答弁をしていただきたいなと、そんなふうに思っておりますので、もう一步踏み込んだ中で再質問させていただきたいと思います。

それでは、2点ほど伺いをいたします。道内の昨年度の新規就農者、農業をやっている方ではありますが、603人と過去5年間を見ても一番少なかったわけであります。全国でも2年連続の10%の減であります。北海道農政部も今後は後継者不足など離農がとまらず、耕作放棄地も増えるということを見込んでいるようであります。このことから、道は新規参入の受け入れ態勢を充実させる考えであるようであります。

また、8月21日、北海道大学院の教授を中心とした9名から成る人口減少問題に関する有識者会議の初会合を開きました。そして、未婚、晩婚化への対応、子育てのしやすい環境など話されたわけではありますが、中でも注目できるのは農業就労者の割合であります。農業就労者の割合は、全道で5.6%の中ではありますが、後志管内の赤井川村、ここでは31.3%です。また、今金町が28.8%と高く、同時にこの地区については人口減少率が低いというデータも出されているわけであります。これらについては、新規就農しやすい環境づくりが充実しているなどの要因が好結果もたらしていると思いますけれども、今後は自治体による手腕が試されると思いますが、まずその辺はどうお考えでしょうか。

2つ目でございますが、我が森町のお話をさせていただきたいと思います。森町の農業、漁業の組合員の推移を見ますと、いずれも過去10年前に比べた場合であります。JA新はこだて森支店の組合員数は50名も減って現在174名です。率にして22.3%の減です。森漁協の組合員数は、10年前から比べまして95名減の現在340名、率にして21.8%の減です。砂原漁協の組合員数は、63名減の現在229名、率にして21.6%の減、全て20%を超える結果となって大変びっくりしているわけであります。単純に言いましてこの10年間で農業、漁業の1次産業をおやめになった方は、森町では208名もおられまして、現在743名の方が就業されているというふうになっております。ちなみに、10年後の組合員をこの率に乗せまして単純計算しますと農業者は135名です。そして、森漁協では266名、砂原漁協では179名と予想されるわけではありますが、漁業関係者の声をお聞きいたしますと生産を上げる人が減

少し、水揚げが減少する。組合経営が大変厳しくなるという見方になり、さらなる組合員への負担、また合併など厳しい対策も講じる場面も予想されると大変心配をされておりました。

10年後を予想したわけではありますが、そんなことにはならないだろうと思っているかもしれませんが、実は農業分野の今後を自分なりに調べてみました。森町では、現在の農業者、今やっている農業者から見て、後継者がいる方が約25%、いない方が55%です。そして、どちらとも言えない方が20%という数字が出たわけでもあります。これは公式ではありませんけれども、正しいデータとは言えません。しかし、各地区の地元の有志と相談の上出されたもので、大変現実性が高いとは思っているわけでもあります。ですから、先ほど10年後を予想した農業者135名よりはるかに減るだろうと予想しているわけでもあります。

以上のことから、まずは新規就農者の確保が不可欠というふうに考えた場合であります。農漁業者に今後に向けたアンケート、また地区に入っただけの懇談会、そして就業者の現状と将来像、1次産業が生き残っていくためには何ができるのか、また自治体は何をすべきなのか、各課に専門分野を設けるなど、時間をかけても実施し、そして長期的なビジョンをつくっていただきたいと思うわけでもあります。また、新規就農対策についても、地元が受け入れを可能とした場合です。地元が受け入れを可能とした場合、受け入れ態勢の整備、中でも研修生への補助政策、研修センター等の充実、また地元の協力、減免、いろいろなことあると思いますけれども、そのような支援策を考えるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。この2点お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどの同僚議員の人口減少問題と結構重複する部分もあると思います。全体的な問題でもございますので、まず1点目でございます。新規参入等の動員と申しますか、町としての特別な政策とかそういったものでございますけれども、国のほうでもこういった新規就農者を紹介していただいたり、道、それから渡島振興局を通じながら、入植をされたいという、そういったものはたびたび見えてございます。ここのところは、そういった農業者に対しては非常にちょっと少な目かな、そのように考えてございます。また、それと漁業者の場合ですけれども、国で直接後継者のいない漁業者に働きかけて、カップリングと申しますか、就業したい方と就業を受け入れる方を直接そういった対策を立てて会わせながら、私どもは後ほどそういったものが決まってから何かそういう応援態勢がないかということで、町としても先ほど答弁させていただきました体制をつくって、協議会を立ち上げて、これに取り組ませていただいております。もちろん新たに町外から来られる方が多うございますから、住まいをされる場所、それから当然農業を営むそういった畑地と申しますか、農地、そういったものもあると思います。また、指導をする体制、指導者の確保と、そういったものを重要になってくるとは思いますけれども、その指導者もだんだん高齢化になってまいりますし、当然新しい指導者を確保するのも大切なことでございますし、

それとまた並行した指導体制と申しますか、それを道のほうにお願いしたり、実際にここですとＪＡ新はこだてでございますから、そういった組合員の中で指導していただけるそういった方々も確保できれば大変近くで幸いなのかなと、そのように思います。いずれにしましても、新規参入につきましては、町としても奨励をしていきたいと思っておりますし、できる限りの支援に取り組んでいきたいなと、そのように思っております。

そしてまた、２点目の組合員の減少等ですけれども、後継者不足につきまして、これにつきましてはやっぱり組合員の中で議員も申し上げておりましたように後継者が非常に不足しておると申しますか、後を継がない、最初の答弁でも申し上げましたけれども、やっぱり安定した収入と申しますか、自分の苦勞を子供にさせたくないという考えの経営者もおりますし、またまだまだやり方で何とかなる、後継者として戻っておいでという方もおりますし、まず基本的にはその経営者の考え方が非常に大きな影響を及ぼすのかなと、そのように思っております。その上で、生産法人化を目指したり、もしくはいろんな研究等も最近いろんなところで大規模なそういう農業形態に取り組んでいるところもたくさんございますし、もちろん最近の気候変動等に対応してはもっともっと重要な対策と申しますか、ＩＴを使った農業だったり、いろいろと大変な時代になってまいりました。漁業者におきましても割と後継者が多い地域もございます。また、不足されているところもございます。養殖事業に取り組まれているところは、後継者が孫の代あたりまでいらっしゃるのかなと、そのように町としても捉えてございます。いずれにしましても、いろんな支援策をこうむるにしても町が先に立って支援をするのではなく、個別のそういう農業者のお考えがまず大切なのかなと思います。町としては、その結果を踏まえながら、生産法人化だったり、いろんな方策を研究しながら、それに向けた支援をしてまいりたいなと、そのように思うところでございます。

少し不足な答弁もございますが、以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○５番（前本幸政君） 簡単に結果は出せない、そんな答弁で仕方がないのかなと思いますけれども、今後関係機関、例えばＪＡ、または漁協、いろんな組織があります。そことタッグ組みながら、本当にいい方向を少しでも道をつくって進んでいただきたい。約束していただきたいと思います。

具体的な話をちょっとしながら再々質問をさせていただきたいと思います。漁業へ新規就業者として入られた若い方にお話を聞くことができました。彼は、東京でこの森町の漁業に大変興味を持たれまして、将来的にはこの森町、地元で漁業者になるのだということを目指して目指して、まずは今３年間の研修ということで、２年ほど前に町内の漁家に入ったわけでありまして。現在は町の支援を受けまして、教員住宅で生活をされておりますが、この研修期間が終わりますとそこを出なければならない、今後どこに住んだらいいだろうかと大変心配もされておりました。また、ひとり立ちも目の前に迫りまして、多くの課題、また不安を持っていたような感じを受けました。

また、農業へ新規就業者を受け入れられた方にお話を聞きました。就業者は、濁川地区で施設野菜と水田経営を目指し、頑張られている大変若い方です。将来的には不安として挙げられているのが地熱発電所の中にあります町の施設でございますけれども、既設されております熱交換器及び配管の交換費用であります。これらについては、数千万と言われるくらいかかるそうでありまして、修繕費として積み立てているようでもありますけれども、施設の老朽化に伴ってこれまでの修理で追いつかない、そんな状況だということなお話でした。また、トマトの共選機、共選施設についても13年経過し、修理費が膨らみ、1ケース当たりの共選費も年々上がっているようであります。億単位と言われる共選機の交換となると、さらに共選費も膨らみまして、経営を圧迫するだろうと大変心配なお話も聞きました。

このように多くの課題、問題、不安がある限り新規就業者は農業、漁業を問わず増えることは難しいのかなというふうに思っているわけでありまして。町の財政は大変だと言ってしまえばそれまででありますけれども、例えば酪農で有名な浜中町、ここは新規就業者が増えているようであります。その要因は、研修センターなど町の支援体制が充実しているというふうに聞いております。また、ニラで有名な知内町、ここは昨年度は生産額が10億を超したわけでありまして。この要因の一つにも町がハウスの資材、これずっと補助を続けたそうであります。結果的にはこの補助政策によって町の税の増収につながったとも言われております。このようにほかの地域でも1次産業を絶やすことなく、一生懸命日々思案し、努力されているというふうに思っているわけでありまして。全国的には農業や漁業をやってみたい人も多くおられるというふうにも聞いているわけでありまして。今後新規就業者が興味を持つような思い切った大胆な施策を発信し、先ほど話されました若い農漁業者にも安心して就業ができる環境を整備することが次の新規就業者の道へとつながっていくと思っているわけでありまして。町長が就任し、2年がたとうとしています。ここらでそういうような大きな花火を上げてほしいなと、そんな感じを受けるわけでありまして。将来の森町の農漁業のためにも、先ほど同僚議員も類似する一般質問をされました。そういう提案をしておりましたけれども、思い切った大胆な施策を提案すべく期待するところでありましてけれども、いかがお考えでしょうか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

やっぱり町としての大きな大胆な取り組みを期待される、そういうご質問だろうと、そのように受けとめてございます。いろいろとお話の中に具体的に町に就業されておる漁業者の方、それから農業者の方のお話も出てまいりました。本当に漁業者、農業者それぞれにその方に町として支援して、ひとり立ちしていただく、そういうことに非常に私も情熱を注いで育成していきたい気持ちは十分持っております。ただ、将来的に最終的なところを考えますと、個人の会社なのです。やっぱり私も公平性の部分もいろいろな点で考えていかなければならないところもあるかと思います。町内にいる企業も一つの企業、

それから町外から新規参入されて、ひとり立ちできるまではこれは力添えしても私は十分だと思ひまして、今現在先ほど前本議員申されましたように住まいがないところから今は教職員住宅に住まいを貸しておると。そういった部分では応援をしている部分でもございますし、今後本人がひとり立ちするときにまた町の支援ですとか、また町が間に立ちながら国や道の支援、そういったものをどんどん入れていきたいなど、そのように思います。

また、農業者につきましては、やっぱり基本的な部分、濁川地区の熱交換器においてもこれはあそこで農業を続けておられる方が半分ぐらいその熱交換器に依存しておる。これは、町としても真剣に今いろんな方面の関係方面を含めてそれを新しく交換できる有利な方策を模索をしているところでございます。ただ、いよいよそういう部分で何がしかのものがみつければ大変幸いだなと思ひながら、今もいろんな方面に取り組んでいるところでございますことをご報告申し上げます。また、共同で使われておる機械類、そういったものがやっぱりいつまでも新しいままではございませんから、そういうものを改善していく、そういったところにつきましては町と、当然ＪＡであればＪＡ森支店ですか、そういったところといろいろとお話が必要かなと、そのように思いますし、お互いにどこで何をどういうふうに協力していくか、これは大いに若い人方も含めて協議していかなければならない部分だと思ひます。

いずれにしても、就業されて、最終的にきちんとした所得を上げて、生活できない、そういったものが見通しがつかない場合にどうしても新規に入ってくる方というのは二の足を踏むのだらうと、そのように思います。教育も含めまして森町の農業のイメージアップ、それから漁業のイメージアップ、それとここ数年みんなが取り組んでおられるように６次化、確かに組織の中できちんとしてルールを守りながら、一本の柱としてそこで生活している状態だと思っておりますが、自分なりにもう一本柱を立てて、それも生活の糧にプラスにしていく、そういった大胆な考えも必要かと思ひます。そういったところには町としてもいろんな支援ができるものと、そういうふうに思っておりますし、これは国、道のほうでもそういった多くの政策があろうかなと、そのように思います。まず、たくさん町としても入り口として直接的な応援団として応援をしていきながら、１次産業の活性化にも努めてまいりたいと思ひますことを申し上げまして、答弁とさせていただきますと思ひます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で５番、前本幸政君の質問は終わりました。

昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時４６分

再開 午後 １時００分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、3、多目的避難モデル施設の整備についてを行います。2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） 通告に従いまして、1点質問させていただきます。

多目的避難モデル施設の整備についてでございます。近年全国各地において大小さまざまな地震が頻発している状況でございます。地震には津波がつきものであり、いずれこの森町にも津波の到来があるものと想定されます。今町では災害避難に伴う要支援者の確認作業が行われているところでありますけれども、津波は地震発生時から30分が勝負と言われており、高台における避難場所の確保が急務とされております。余り恒久的なものでもなくとも、簡易的な建物でも結構なので、多人数が集合できる施設が必要でないかと思えます。特に砂原地区、砂原5丁目、旧彦潤地区は海拔1メートルと言われておりまして、人口も多い地区でもありますので、モデル的施設として台場公園敷地内に整備されてはいかがでしょうか。

一方、来年度から特別養護老人ホーム施設の入所基準が介護度3以上となる見込みでございます。今後は在宅介護が主流に変わろうとしております。災害時の避難場所ということだけでなく、これからは健康増進の機能を兼ね合わせた施設が必要ではないかと思えます。超高齢化社会の到来を受けて、できるだけ自立性を高めるため、寝たきりにならないため軽スポーツ等々ができるようにし、地震、津波、台風等々の非常時の対応として自分の意思で、自分の体力で早目の避難を可能とし、さらには防災意識を高めるとともに、防災まちづくりの強化を図るためにも多目的避難モデル施設の整備を行うべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

地震を感じてから津波が来襲するまでの限られた時間の中でみずからの命を守るためには、より早く、より遠く、より高く避難するしかありません。中でもより高く避難することは、今や国民に広く定着しており、常識と言っても過言ではありません。ハマナス台場公園につきましては、海拔20メートルに位置していることもあり、避難場所として有望であると認識しているところでもあります。

さて、ご質問のモデル的地域の整備でございますが、間もなく津波避難計画に着手いたします。この計画により避難対象地域、避難路、避難場所等について定めてまいりますので、財政的な問題も含め、総合的に判断してまいりたいと考えております。

後段の多目的避難モデル施設の整備でございますが、議員ご質問にありますように平成27年4月から特別養護老人ホームは在宅では困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能の重点化が図られ、原則要介護3以上の高齢者に限定されるなど、国の政策は在宅医療、介護の推進を明示しております。現在策定を進めております森町高齢者福祉総合計画において生活支援、介護予防の推進をもって生活機能の向上を図っていかなければならないと考えております。また、町内には健康増進の機能を兼ねた施設として森町保健センター、さわやかセンター・砂原の2カ所が既に整備されております。この施設のさらなる

有効利活用を推進することにより、議員ご提言の趣旨に沿う効果が得られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○２番（山田 誠君） 町長、高齢者の方々、または避難の要支援の方々について防災意識の高揚を図ることが私肝要だと思っております。あわせて先ほど言ったように歩行訓練とか体力の増強などを推進して、被害を最小限に食いとめるべきだと私は思っております。避難が必要となったときには支援者が必ずいるという保証はないわけでございますので、みずからの命はみずから守るというのが基本的な原則であります。そのために多目的避難モデル施設、町長は保健センター、さわやかセンターがあるから、そこでやれというようなお話ですけれども、問題は高齢者の方々に、ふだんから訓練等々が必要なわけでございますので、できるだけ先ほど町長も言っているように高台、高いところに早く行く、やっぱりそれは意識づけが必要だろうと私は常に思っているわけでございます。施設については、財政的なものもあろうということでございますけれども、つい最近では広島の土砂流出災害、これがテレビでも非常に報道されておったと。国で防災、災害等については非常に興味を持っているし、危惧している状況でございます。我が町についても有利な補助金、または有利な起債、先ほどありますように合併、過疎、辺地等々ありますので、そういうものを使用して町民の希望、要望を高めるため、災害に強いまちづくり形成のためにも、町長、これはモデルだから、モデル。ぜひ台場公園の跡地に、近所に設置していただきたいと。前向きな答弁をひとつお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

先ほども私答弁の中で申し上げましたけれども、今現在いろいろな防災計画等策定をほぼ終えて、今後避難計画等に着手をしていくと。その後、避難訓練ですとか、またその訓練をした後見直しをかける。そして、実際に事業をできる、具体的な取り組みができる形になっていくと、そのように思っております。

モデル地域として仮につくるということも確かに必要なかもしれませんが。また、高齢者は非常に足もなかったりして、近くにあればその訓練もふだんからできる、それは非常にいいことだと思っておりますが、できれば財政のことを考えますと仮につくるのではなく、やはり基本的な計画をもとにきちんと将来とも利用できるそういう施設をつくるのが私たちの務めではないかなとも思います。ただ、そういうふうに準備をしている間にも急に地震が来たり、津波が来たり、噴火が起こったり、そういったこともないとは言い切れませんので、そういったことも念頭に入れながら、きちんとした避難計画をつくって、早目につくってその計画を具現化していく、これがやっぱり一番よろしいのかなと、そのように思います。

施設の該当場所としては、台場公園も悪い場所ではないかと、先ほども申し上げましたけれども、それも候補地の一つとして捉えながら、今後進めてまいりたいと思っておりますこと

を申し添えまして、再答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 町長、1993年、これ北海道の南西沖地震、それから2011年の東日本大震災、これは記憶に新しいかと思います。要は町長、計画は計画でいいのです。いつ来るかわからないのです、津波は。先ほど言ったように頻繁に起きているわけだから、これは一刻を争うものだと思っている。町長、防災は自分で何とかするというのが自助なのです。周りで助け合うの共助、それから公的機関による公助があるわけです。これ3つが原則なのです、原則。それで、一番大事なのは自助なのだ、自助。自分で避難するというのが一番大事なのです。それ行政が忘れては絶対だめです。だから、高台に避難してください、最近の災害は全てとにかく高台に行きなさい。これは、先ほど町長も言っているように台場公園は適地だと思っています。高齢者は、自助ができない人が増えてきている。過疎化、これ意味しているわけです。それで、過疎化には何が足りないかといったら若手がいなくなるのです、若手が。共助がなくなる。助ける人がいなくなるのです。それをすることについては、やっぱり町が、支援者が常時在住しているとは限らないわけでしょう。特に今の5丁目は水産加工業者が非常に多いわけです。日中みんな働きに行っているのです。残っているのは高齢者の方々ばかりです。それでも歩ける方はまだいい。伝わって歩く方も結構いるわけです。そういう方々がもう少し防災意識を持っていただいて、強化を図って、当然町は町民の生命、財産を守る責務があるわけですから、やっぱりきちんとした対応をしていくべきだと。私先ほど言ったように計画は計画でいいのですけれども、前のお二方の質問もそうですけれども、もう少し町長前向きな考え方で、金がないとかあるとか、今これ逃したらいつやるのですか。起債もいい、使いやすい、交付税算入の起債もいっぱいあるわけです。補助金も今あるだけです。これだんだん、だんだん少なくなって、時間がたつと国だってもうそろそろ終了しますよということになるのです。やはりのはんてんでないですけれども、やはりやるときは今だと思うのです。その辺町長決断はきちんとしていただきたいし、やはり高齢者の方は日々の訓練、身につけた習慣、そのためにも多目的施設は絶対必要だと思うのです。早急に整備する考えを再度お聞きします。時間的なものは云々、計画はのせると。それと、もう一つは、津波に対する計画書を今つくると言いましたけれども、それにはぜひナンバーワンで、1番で台場公園の多目的施設をのせるようにひとつはっきり明言していただきたい。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 同僚議員と同様に皆さん大変町民を守る熱いハートからご質問されているのは非常によく理解できます。そういう中で、再々質問に対するお答えを申し上げます。

自助につきましては、昨年も防災講演会等も開かせていただきましたし、また道が主催される防災士ですか、防災マスターですか、そういう講習会も町でも率先して取り組ませていただきました。町内には防災士として東京まで資格を取られに行って、その資格をも

とにいろいろと町に対して応援をしてくださる、そういう関係者の協議会も8月1日に発足をしてございます。防災意識については、森町は他の町に先駆けて非常に高いものがあると私は思っております。そういう中で多目的な施設、本当にたくさんあればそれは確かにいいのかもしれませんが、今ある施設をもっともっと有効活用していただければ十分今その機能的には足りると私は思います。その上で、計画を早くつくるのも大切です、また2点目の答えとも重複いたしますかもしれませんが、台場に対する場所の指定も含めまして、尾白内地域も海拔2メートルです。1メートルと2メートル、確かに2メートルのほうがちょっと1メートル高いけれども、では10メートルの津波来たらどうするのだと。そしたら、両方とも一緒なのです。1カ所の場所だけではなく、私たちは町全体のことを考えて進めていかなければならないと、そのように思っております。

なるべく早く計画の整備、避難計画の策定、そして訓練、そしてそれに伴ういろんな自助できないそういった方々に対する例えば移動させるためのリヤカーを整備するとかそういった取り組みも含めまして、これからも検討してまいりたいと思います。近々町内のまた町内会で避難訓練の計画もあると、そのように伺っております。いろんなそういう計画からも実際に町としてどのような施策が必要なのかということもわかってこようかと思いますので、そのようなことも参考にして、そしていざ施設が必要なきときには本当に先ほどのお答えでもありますけれども、大胆に予算を使わせていただきたい、そういったものも使わせていただきたいと思います。まずはきちんとした計画を立てることが一番かなと、そのように思いますことを申し添えまして、再々質問の答弁とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 質問ですか。

(「はい」の声あり)

○2番(山田 誠君) 町長、もう少し前向きな発言できないでしょうか。今ある施設を有効活用すれば足りるのだという話になるのですか。今町長から森町の全体のことを考えて計画を作成すると、これは当たり前の話です。だけれども、私言っているのはモデルケースとして建てたらいかがでしょうかと言っているのです。今のある施設、例えば具体的に言ってください。5丁目の方々はどこの施設に行けばいいのですか。行くところはございますか。前の3.11のときは、一番最初は彦瀧集落センターに集合してください。海拔1メートルです。言ったのが気がついたのかどうかわかりませんが、40分ぐらいたってから今度郷土館に行ってください。郷土館は高いですからいいかもわかりません。その間の輸送誰やるのですか。だから、全く計画だとか何だとかかんだとか言いますが、大体職員方の訓練もなっていないし、そんなことでは町民の生命、財産を守れないです。だから、もう少し具体的にこうこうするのだと言うぐらい今回できませんでしょうか。そうすると、今傍聴者も来ていますけれども、安心して帰れると思うのです。もう一回言

ってください。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

まず、津波に関するそういう避難に関して、ちょうど南西沖地震もありましたけれども、東日本大震災から3年ちょっと過ぎたばかりです。今までほかの地域には恐らく津波に対する避難計画等も持たれておったかと思います。今全くそれとは違う形の避難計画をそれぞれつくり直して、それに合わせた施設が全てのところで整っているか。モデルケースという考えで山田議員おっしゃっておりますけれども、確かにモデルケースも必要かもしれません。そのモデルケースだけを全体計画の中にすばんとできればはめたいです。それと、自助できるように、みずからの体を高齢化しないように、歩けるように保つことは、これは今ある2点の施設に例えばバスで送迎してもできると私は考えております。それぞれに歩いていきなさいということは思っておりません。そういったことも含めまして、きちんとした計画を立てながら、このモデル的施設の整備についても取り組んでいくのが最善の方法ではないかなと思っております。砂原5丁目地域だけではなく、ほかの地域でも避難する場所にきちんとした施設があるのかと申せばないところもあります。そういったところも踏まえまして、まずは津波に関しては高台に逃げる、これが第一の方法でございますから、場所をつくるのも確かに将来的な計画の中では必要なものだと思いますけれども、今現在とはとにかく高いところに逃げる、津波の場合は高いところに逃げる、これを徹底して町民の方々にご理解していただいて、それに対する自分で逃げれるような体力を養っていく。そのためには町ではとことん全力で協力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、4、墓地の環境美化等について、11番、小杉久美子君の質問を行います。

○11番（小杉久美子君） 通告に従い、質問させていただきます。

墓地の環境美化等について質問いたします。毎年8月13日から20日までの1週間はお盆期間です。皆さんもご先祖様のお墓に家族総出でお参りに行かれたことと思います。このお盆期間中、町民の方よりお墓参りに行ったら墓地にごみが散らかっているとの連絡がありまして、早速足を運んでみました。確かにお墓が並ぶほとんどの通路のあちこちにカラスが散らかしたと思われるごみが点在しており、墓地敷地内中央の水場の横にはお墓に供えられたと思われる枯れた花が段の山になっていました。さらに、サッカーの練習場と駐車場の境目の木の下にも丁寧にごみが積まれている状態でした。考えてみますと、ここ二、三年前までは墓地の敷地内には数カ所ごみかごが置かれておりましたが、今は置かれておりません。ごみの持ち帰りが原則とは思いますが、以下お聞きいたします。

ごみかごを置いていたときと現在ごみかごを撤去して、お盆期間中の墓地はきれいになっていたのかどうかお尋ねいたします。

2点目、お盆期間だけごみかごを設置するというお考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

3点目、ごみの持ち帰りを7月号の広報もりで毎年お知らせしていると思いますが、広報紙だけでは周知不足と考え、町民の皆さんには目にとまっていない方もいらっしゃると思っております。それで、今後の周知対策としての考え方についてお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員のご質問にお答えします。

町内の墓地は、砂原地区3カ所、森地区11カ所、計14カ所あり、森墓地及びもりまち霊園を除き各地域の町内会や地蔵堂保存会有志の方々などのご協力をいただきながら、持ち帰り、分別処理など環境美化に取り組まれており、おおむね良好な状態にあるものと判断しております。

小杉議員のご質問は、森墓地にかかわってのお尋ねと思われますので、以下森墓地についてお答えいたします。ごみの分別処理については、住民生活課職員が直営で行っております。平成25年度よりごみかごを撤去しておりますが、議員ご指摘のごみの散乱等についての苦情など昨年より多くの方々から寄せられております。また、放置堆積箇所の増加も確認しております。

1点目についてですが、8月のごみの処理量を調査したところ、森地区全体の数字となりますが、24年度が4.9トンに対し25年度は0.9トンとおおよそ5分の1にまで減少し、森墓地もごみ減量化の観点からは大きな成果があったと考えております。ただ、放置堆積箇所の増加に見られるように美化の観点からは不十分な状況であると判断しております。

2点目については、近隣市町村でもごみかご撤去が主流となっており、当面は撤去の取り組みを継続してまいりたいと考えておりますが、巡回、点検などの作業回数の増やごみ持ち帰りの一層の周知啓発について検討してまいります。

3点目については、議員ご指摘のとおり、不十分と考えますので、町広報紙への掲載回数の増やチラシ折り込み、公式ホームページ及び防災無線の活用、看板等の増設、墓地駐車場で広報啓発などを検討し、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） ただいまご答弁いただきました。私も本来ならごみの持ち帰りは基本と考えている一人でございます。また、町民のほとんどの方も持ち帰っているものと判断しております。しかし、ごみかごが撤去となり、ごみの持ち帰りに変わったことを本当にまだ知らない方も、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、知らない方もいらっしゃるということもこれもまた事実であります。

それと、もう一つ、町民だけは町で知らせる周知で確認している方もいらっしゃると思います。しかし、お墓参りは町民だけではなく、町外から来る方も多いと思います。特に遠方から来た方は、ごみを車に持ち帰るにはそれなりの準備がなければ困難なのかなと思います。そんな方々のためにも期間内だけのかごを設置する。また、私も二、三十名の方なのですけれども、このことでちょっとお話を伺いました。そしたら、期間内だけという

ふうに置いていただければ大変助かるという町民の要望も耳にしております。そのことでもう一度再度その辺答弁お願いしたいと思います。

それと、周知の点ですけれども、広報、チラシ、ホームページ、それから防災無線等、看板など今ご答弁いただきましたけれども、本当にお盆近くなりましたらぜひ防災無線を活用して周知すればいいのかなと私も考えておりました。

それと、もう一点なのですけれども、先週日曜日だったと思います。私がちょっと車で外出していたときのことで、前のほうから親子3人でお散歩しているのかなと思われる父親と小学生、低学年と見られる姉妹の方、3人の方を目にしました。最初見たところはお散歩かなと思っていたのですけれども、車ですれ違いざまによく見ましたら親子3人それぞれ片手にレジ袋、またもう片方には火ばさみといったことで、歩道のごみを拾いながら歩いている姿を目にすることがありました。車でしたので、声をかける間もなく通り過ぎてしまったのですけれども、本当にこうした小さいときからごみを捨てない、また落ちているごみは拾うというような教育をしっかりとやらっしゃる方が森町民の中にもいらっしゃることをすごくうれしく誇りに思いましたけれども、こういう取り組みも町を挙げてきれいなまちづくりとしての取り組みについても町長の考えをお聞かせいただけたらと思います。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員の再質問にお答えをいたします。

いつも町の広報紙ですとか、町内には結構ごみ箱が墓地にはありませんよというのはある程度の周知がなされているものと、そのように思っております。そういった点で、やっぱり遠方から来られる方がごみを持ち帰る体制には今そういう準備ができていない、そういった可能性もあろうかなと、そのように思っております。ただ、この時期だけごみ箱を設置する、便宜を図るのは大変いいのかなとは思いますが、一度ごみかごを置きますと、やはり次から森の墓地はごみは持ち帰りしなくてもいいのだと、置きっ放しでいいのだという今までせっかく減量になったものが再燃しかねません。ただ、それが美化につながるということであればいいのですが、美化につながるような、墓地をきれい保つことがやっぱり問題なのかなとも思っております。

この渡島管内をちょっと見てみますと、ほとんどの自治体のごみは持ち帰りになってきてございます。これは、私の手元にありますけれども、北斗市も基本的には持ち帰りでございます。それから、鹿部町、八雲町は以前はごみ箱を設置しておりましたが、これも各自持ち帰りになってございます。あと、函館などは、臨時でごみ箱を設置して、管理人が1カ所だけ常駐はしておりますけれども、やっぱりここもどちらかというとだんだんごみ箱を置かないという方向で進んでいるのかなと、そのように思っております。

また、こういったことを取り組むだけではなくて、やっぱり周知の方法をもっと徹底すべきかなと、そのように思います。今後渡島管内がほとんどそういう方向性にあると思いますので、1度管内の首長さん方ともその方向性を調べながら、渡島はどこの墓地に行ってもごみは持ち帰りなのだよと、そういうことを徹底するような、そういった取り組みも

ひとつやってみたいなと、そのように思っております。

また、最後美化についてでございますけれども、今年砂原地区のフラワーロード、町をきれいにしたということで総理大臣から表彰をいただきました。これには小学生も中学生もかかわっております。それから、野球少年団ですとかそういう方々も町内の子供たちかかわっておりますので、今後こういった町をきれいにするという、そういう取り組みは教育委員会のほうともいろいろと連携をとりながら何がしか取り組んでいきたいなと、そのように思います。とにかく環境でも非常に美しい森町として効果を高めていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いを申し上げながら、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○11番（小杉久美子君） 管内を見ると、墓地には置いていないところが多いというふうに今お話しされました。ごみかごを設置する、しないというのは、どこからスタートするのかということを考えるとやはり町民の美意識、ごみを捨てない、そういう意識づけ、町民の意識づけの定着をした後に皆さんに協力を呼びかけ、かごをもう置かないので、こういうふうにしていきましようとか、そういうふう意識づけを先にするべきだと私は思うのです。それが定着してから皆さんの協力を得て、こういうふうにごみかごを置かないのでというふうに結びつけていくのが順序かなと私は考えるところなんですけれども、町民の要望も本当にありましたので、それから遠方から来る方々のことも考えると、やはり期間内だけ数多くではなくてもかごを置くべきだと私は考えております。というのは、捨てただけ、置いていくだけで散らからないのです。かごがあればその中に入れる、そうするとカラス散らかさない。散らかすのは大体カラスなのです。そのためのことで、ほとんどの方は私お持ち帰りになっているのかなと思っておりますけれども、本当に遠方から来た方、あるいはまた広報を見られていない方、そういう方にきちっと理解していただけるまでの間でも設置すべきではないかと思っておりますので、もう一度答弁お願いしたいと思っております。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

いろいろとご要望を受けられているお立場もあろうかなと、そのように思います。本来に場所を決めて本来置くのがいいのかなとも思うのですが、やはり一度撤去をされて、このようにごみが減量されている状況から、また先ほどからも再三申し上げておりますけれども、広く広くごみかごはもうないのですよということを周知することをとにかく徹底し

ていしながら、まずは昨年から今年ということではぐんと数量が減ってございますので、あと散らかるという部分につきましてもこれから担当課といろいろな面に取り組んでいながら、ちょっと様子を見させていただければなと、そのように思っております。まずは基本的にごみ箱を置かないということを考えながら進めさせていただければなと、そのように思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で11番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、5、職員の給与改善について、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

○9番（堀合哲哉君） では、質問させていただきます。

職員の給与改善についてであります。人事院は、国家公務員の一般職の給与を月平均0.27%、手当を0.15カ月分引き上げる一方で、地方出先機関職員の基本給を2%下げ、さらに55歳以上の基本給も3年間で最大4%下げる勧告をいたしました。以下町長にお聞きしたいと思います。

1点目、国家公務員に準じて給与が決まる自治体の職員給与ですが、地方出先機関職員の給与引き下げ勧告を受けて、地方自治体職員の給与の引き下げが実施されるならば地域経済の低迷に拍車がかかることも危惧されますが、町長の引き下げに対する見解、そして町としてどうするのかも含めてお答えいただきたいと思います。

それから、2点目でございます。北海道地方最低賃金審議会は、最低賃金を現在より14円引き上げ、時給748円とする答申を出し、10月8日から適用予定ですが、自治体で働く臨時職員等の給与の引き上げを検討すべきと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。また、今後今回の引き上げだけではなくて、臨時職員の待遇改善を抜本的な改善を早急に進めるべきと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員のご質問にお答えいたします。

人事院は、国家公務員給与を平均0.27%、手当を0.15月分引き上げとする実に7年ぶりのベア勧告を行いました。しかし、一方では俸給水準の引き下げや50歳代後半職員の賃下げなどを内容とする給与制度の総合的見直しを平成27年4月より実施するよう勧告を行い、今後関連法案が国会に提出されるものと思われます。堀合議員のご質問にあるように森町職員の給与は従来より国家公務員給与に準拠しておりますので、森町としても法案可決後には検討しなければならない事項ですが、勧告どおり実施すれば森町職員の給与水準が下がることは確実でありますので、慎重に対応したいと考えております。

次に、臨時職員等の賃金についてですが、平成23年10月に勤務条件の見直しを行いました。また、本年4月には臨時職員等に対しても通勤手当を支給するなど改善に努めてきたところであります。今後は基本料金の値上げを早急に実施できるよう検討を重ねてまいりたいと思っております。

いずれにしても、労働条件の変更となる事項ですので、職員労働組合との協議を行いながら進めてまいりたいと考えておりますことを申し添え、答弁いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（堀合哲哉君） 今の国家公務員の場合人事院が勧告しているのですが、これから都道府県の人事委員会で地方公務員についての勧告が行われるはずなのです。国のこれに準ずると私も思います。それで、準ずる部分で、梶谷町長は特にそれをやってしまうと水準が下がるというお話もされましたので、それは慎重に対応したいということです、それはより慎重に対応していただきたい。最後の部分で労働組合とのお話もしますよというお話ですので、ぜひ願いを組み入れながら、労働条件の改善をやはり努めていただきたいというふうに思います。

町長にも先ほど述べていただいたのですが、55歳を過ぎるとまた引き下げになる。実は、町は、昨年度国が下げます、地方も下げなさいと言ってきたのです。ずっとこの春先までやってきました。でも、この引き下げに頑として頑張って引き下げやらなかった自治体あるのです、たくさん。そういうこともありますので、自治体の独自性というのを私生かしていただきたいなというふうに思いますし、公務員給与は一般マスコミ等で扱われると高い、高いというのが普通になってしまっ、では今は民間と逆転したというお話でございますけれども、もし高いということだったとしたら、それを引き下げるとことは低い水準に合わせるという意味なのです。これをやってしまうと、働く者の賃金というのは一向に上がらない。現に新聞報道にもありますように実質賃金というのは労働者全体で見て下がっております。それから、購買力も低下しております。これは消費税の影響もあります。ですから、もろもろありますので、ぜひ職員給与の今回の改定で下がるという職がないようにより慎重に扱っていただきたいなと要望も含めて申し上げましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

再質問のご質問の中にもございましたが、昨年度国の報酬の引き下げに森町としても職員組合、それから職員にもご協力をいただきました。また、前任者の時代でもございますけれども、違った形で独自の報酬の引き下げということでもずっと協力してきたところでございます。そういった中で、55歳以上だけが、その年代だけがちょっと損をするような、そういった内容に私も受け取られるような内容を確認してございますので、やはり労働意欲が高まるように、下がらないように、また労働賃金の高い、低いというのは内容によってもあるとは思いますが。ですから、逆に低い、低い方はいませんけれども、もっともって意欲を持って働いてもらえるような、そういうことを考えてございますので、まず慎重にその対応をしてみたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

次に、6、3事業民営化の白紙、その後の検証結果について、8番、木村俊広君の質問を行います。

○8番（木村俊広君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

3事業の民営化の白紙、その後の検証結果についてでございます。前町長時代に民間でできることは民間でやるという方針の中、計画されていた3事業、給食センター、さくらの園、保育所の民営化について梶谷町長にかわり一時白紙に戻し、さまざまな角度から検証し、議員、町民の皆様にお示しをしたいというお話をしたと私は記憶をしておりますが、町長の任期も間もなく半ばとなりますが、今後の運営方針についていまだ示されておられません。3事業に関しては、それぞれに諸事情もあり、難しい面もあると思いますが、赤字体質のまま運営され、毎年一般会計からの多額の補填をし、町の運営を圧迫していることも事実であります。このまま町民の皆様は何の説明もなくずるずると運営を続けることは大変無責任なことであると思いますので、これまでに検証した内容とその運営方針についてお示しください。

○町長（梶谷恵造君） 木村議員のご質問にお答えします。

3事業につきましては、同僚議員に平成25年12月会議において1度答弁させていただきました。また、教育委員会所管の施設もありますが、代表して私から答弁させていただきます。

まず、給食センターにつきましては、検討項目として調理部門の民間委託ができないかというものでございました。当時は調理員に正職員3名を抱え、これが人件費高騰の原因でした。現在では正職員の定年及び自己都合による退職もあり、人件費が抑えられておりますが、これからも調理員に係る人件費の精査、検討を進めてまいりたいと考えております。今後におきましても学校給食センターの運営は直営を堅持しつつ、内部の徹底した業務改善や調理業務の効率化の推進を図り、より安全、安心でおいしい給食提供を進めることが重要と考えております。

次に、さくらの園につきましては、超高齢化社会を迎え、高齢者がますます増加する中、少子化により支える若年層は減少すると推測されております。そのような中であっても高い介護度並びに重度の認知症者や近隣に身寄りのない方及び生活困窮者など、民間施設では敬遠されがちな介護高齢者の受け入れは、町営施設として責任を持って担うべきであると考えております。また、外部研修に参加させるなど介護職員への教育機会を増やすとともに技術の向上を図り、さらなる地域介護サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

最後に、保育所につきましては、老朽化、低海拔地域施設についての対応とあわせて統廃合も大きな課題と捉え、検討してまいります。また、幼稚園とのかかわりも重視しながら、地域によってはこども園としての整備も想定してまいります。一方で、現在国により進められております子ども・子育て支援法等による新たな子育て政策により、財政支援、保護者負担や補助金体系なども変更されようとしております。これらの動向もしっかり見定めて今後取り組んでいかなければならないと考えておりますことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○8番（木村俊広君） ただいま町長のほうから3事業について今後も町が運営管理していくという返答だったと思います。当時この話が進められた背景としまして、町の財政が非常に逼迫していたことが要因の一つでございます。町職員の給料をカットしたり、町の出入りの業者の安い単価での納入や工事代金などの協力を願ったと、そういう経過の中少しずつ財政を立て直した経緯が大きい要因だと思います。町民は、少なからず今までのこのような手法を変えない限り、また将来必ず財政が困窮する、そういう状況になるのではないかと、このような議論をするときがまた来るのではないかと危惧しているものと思います。財政指標を十分に見据えた上での今回の答弁となったものと思いますが、その辺をもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

また、町の運営管理ではサービス面での限界があるため、民間に委託することにより柔軟性を持った対応が可能になるということだったと思いますが、体制の変更がなくても今後も十分に対応していくことが可能である、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問をいただきました。ご答弁いたします。

いろいろと町財政の部分からの過去のご心配事で、またご指摘をいただいていたものと、そのように考えております。ただ、他の市町村もそうでしたけれども、皆さん同じような時期に同じような財政難に苦しみながら、何とかいろいろと取り組みをして、そして財政を立て直してこられたというふうに私も伺ってございます。また、時代の状況によって地方交付税が増額された、そういった部分も中にはあったと、そのように伺っております。そういう中で、先ほどの同僚議員の質問にもあったように町職員も財政の立て直しに給与を独自削減という形でこれは協力してきた部分も非常に大きな部分だと、そのように思っております。ただ、今までどおりのサービスを続けながら、町財政に大きな負担がかかって財政が破綻しないようにというご指摘だと、そのように思っております。これは、財政は財政としてきちんと確認をしながら、これに注意をしながら、当然全体計画として運営をしていかなければなりません。その中の3事業も一つであると、そのように思っております。

また、町でのサービスには限界があるのではないかとということでございますけれども、やっぱり民間が非常に先回りしながら、早目に取り組んでおられる例はかなりあると思います。そういった点で、先ほどの答弁でも申し上げましたが、とにかく研修する機会、勉

強する機会を大いに増やしてあげる。そういった中で民間との差と申しますか、その差異が埋まってくるものと、そのように思っております。今まで民営化するからといっていろんなものをどんどん、どんどん削って、中身をきゅうきゅうとするような財政状況も見受けられました。そういう中ではそういった学習する機会も、人に対する余裕すらなかったようにも伺っておりますので、今は時々研修させるような状況に取り組みながら進めさせていただいているところでございます。今後とも町直営として責任を持って運営をしていきたいということを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○8番（木村俊広君） たまたまといいますか、給料カットしたその影響等々あって何とか切り抜けてこられたと。抜本的には何の解決もしていないというのが現状だと思うのです。その辺の検証というのでしょうか、そういうものがこれまでどのようになされてきたのかという部分まだ確認できていないのですけれども、あと特にサービス面、柔軟性が求められているという部分でいいますと、保育所、幼稚園関係になってくると思うのですけれども、やはりこの森町の特徴としましては1次産業が大変盛んだということで、季節的に春先になると漁業であれば耳づりが盛んに行われると。朝早くから仕事に出かけるわけですが、そのような状況の中でももし保育所で朝早くから面倒を見てもらえる、そういう体制がとれるのであれば産業としてもまた変わった面が見られてくるのかなと、そのように感じているものですから、そのような柔軟な体制を今後とっていけるのかという、そういう確認でございました。改めてよろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） これまでの検証等の再々質問でございます。基本的なことを申し上げますと、やはり町で初年度取り組む財政、その予算枠内でおさめることができれば毎年赤字にはならない、少しずつ基金が積み増しになって黒字になっていくというふうな考えでございます。ですから、過剰なサービスがない限りは、もしくは突発的に財政支援がない限りは、予算以上のお金を使わない限りは家計と同様赤字になることはない、そのように私基本的な部分は思っております。そういう点では、この3事業の施設を含めた中で全体的にちゃんと予算の執行枠内でおさめる形を今後ともとっていければ、これは町民サービスの低下、ほかに影響が出ないと、そのように思っている次第でございます。

そしてまた、今子ども・子育てに関するいろいろな計画、取り組みを町で、今は庁内だけで、役場の中だけでグループを組んでやっておりました。今後保護者、それから町内の方々、そういった方々を交えて、今後森町の子供たちをどのように保育していくのか、養育していくのか、そういった会議等、打ち合わせを持って進めていく場面がございます。そういった中でも今後先ほども申し上げました保育所の統廃合だとかそういったものも問題になってくるわけですが、当然今も困っておるゼロ歳児からちょっと一時的に預かっていただけないか、そういう要望についてはできるかどうかも含めて、それは先にもしできるのであればできるような取り組みもいたします。これについては、やはり全体的なもの

でございますので、1カ所だけでそれをやるということはちょっと不公平になりますので、それは子ども・子育て会議の中で議論されて進めていきたいなと、そのように思っております。やはり町民の方々にサービスの提供を本当に100%満足とはいかないまでも、そういったものをくみ上げるような取り組みをしてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で8番、木村俊広君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、7、森町の土砂災害対策について、集团的自衛権と自衛官募集について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、森町の土砂災害対策についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、森町の土砂災害対策についてということで質問いたします。8月20日未明、広島市で、そして今年の6月に議会の行政視察で訪れた伊豆大島でも昨年の10月16日に大規模な土砂災害が発生し、多数の犠牲者を出しており、異常気象が日常化している中でこれまで経験したことがないほどの集中豪雨が各地で発生しております。森町においては、最近8月11日2時20分に蝦谷、本茅部、石倉町に土砂災害の危険が高まったとして避難勧告が発令され、同じく午前5時30分に解除されています。そこで、森町の土砂災害対策についてお聞きいたします。

1つ目に、森町の土砂災害対策は具体的にどのようなになっているのか。

2つ目に、平成9年の広島の土砂災害発生後の制定されましたいわゆる土砂災害防止法の警戒区域、そして特別警戒区域に指定されている森町の場所はどこなのか。

3つ目に、中でも人的被害が予想される場所としてあるはずなのですが、その住んでいる住民の認知度はどの程度なのか。

それと、4つ目ですが、8月11日の避難勧告が発令された後の住民の避難状況とそれに対して行政としてはどのように評価しているのかをお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、森町地域防災計画、第6章、災害応急対策計画、第10節、地すべり崖崩れ等対策計画によるほか、大雨警報が発表されている状況で土砂災害発生危険度が非常に高まったとき都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報に土砂災害警戒情報があります。当町においては、この情報が発表された時点で避難勧告等の発令の判断をしております。8月10日から11日にかけての台風11号による大雨の際は、旧石谷小学校及び

石倉小学校、2カ所の避難所開設に向けた準備を整え、該当する地域の防災行政無線及び広報車巡回により避難の呼びかけを行いました。

2点目についてですが、当町において土砂災害防止法に基づき指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、森上台5区域及び砂原二ツ山区域の2カ所でございます。

3点目及び4点目のご質問につきましては、一括でお答えさせていただきます。台風11号による大雨の際は、土砂災害警戒情報発表を受け、蝦谷、本茅部、石倉中部地区に避難勧告を発令いたしました。理由としましては、過去に崖崩れなどの災害が発生し、また人的被害もあったという実績を考慮したものでございます。なお、当該区域は、土砂災害警戒区域に指定されておりましたが、前述の事情を考慮し、避難勧告を発令したものであります。

避難勧告後の住民の避難状況等ですが、2時20分避難所開設後、時系列で申し上げますと、3時23分現在、旧石谷小学校に4名、石倉小学校に5名、15分後の3時38分現在、石谷小学校は変わらず4名、石倉小学校は8名に増えました。19分後、3時57分現在、旧石谷小学校、27名に増えました。石倉小学校は変わらず8名でございました。以降5時15分まで増減はなく、5時30分に土砂災害警戒情報解除を受け、避難勧告を解除しました。6時現在旧石谷小学校、石倉小学校とも避難者はゼロ名となっております。30分後、6時半になりましてから各避難所を閉鎖し、6時55分、災害情報連絡室を廃止いたしました。以上が避難状況等のまとめでございます。

行政としての評価ですが、土砂災害警戒情報の発表から避難勧告発令まで約1時間要しており、決して素早い対応とは言えないかもしれませんが、おおむね避難住民の受け入れ態勢及び短い時間ではありましたが、避難所の運営につきましても毛布、飲料水等の提供などそごなく行えたのかなと、そのように感じております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） たまたま本日9月1日は防災の日ということであります。そういうことで、あちこちで防災訓練とかやられていますけれども、そして今日山田議員のほうから津波に関する質問も出されまして、日程的にはちょうどあれだと思うのですが、ちょうど防災の日ということでタイムリーな部分なのかなと思っています。

さらに、先ほど冒頭に言いましたように広島でありましたし、この森町でも先ほど話がありましたように避難勧告も出されたという形で避難を実際に行っているわけです。広島、そして大島も同じ夜中なのです、今回の森町も。それで、先ほどの話では避難所の避難している世帯が石谷小学校に、これは全協でも町長が最初に冒頭挨拶している部分でも答えているのですが、そのときに10世帯27人と。うち子供が3名。石倉小学校、4世帯8名という形でその人数が、まず聞きたいのは先ほどおおむね良好というようなふうに言ったと思うのですが、この時間帯にしては確かにいいのかなというふうに思ったりもしています。

けれども、そして石谷地区、蝦谷地区、その辺の世帯数が多分五、六十戸、世帯数からすると結構な数の避難をしたのかなと、その時間の割にはというふうに思っています。ただ、先ほどの話で特別警戒区域とか、土砂災害防止法の絡みでいう警戒区域になっている2つの地域があるのですが、それにはその場所は当たっていないです。にもかかわらずそういう警報、過去があったからという形で避難勧告を出しているわけですが、もしこの部分を警戒区域あるいは特別警戒区域に指定されていればまだ多いのかなと。そういう区域が指定された地域がほかの知らされていない地域と比べてみますと3割ぐらい高い住民の避難が行われるというデータがあります。そこからすると、今後そういう地域に指定するかどうかは、当然していくことになるのですが、その辺いかがかということと、これは道の仕事の話でして、今の森町の状況について確認したいのですが、まず土砂災害防止法によりまず最初に基礎調査というのをいたします。そして、その中で都道府県が出すわけです。そして、市町村長の意見を聞いた後に住民説明会をやって、そして告示して警戒避難態勢の整備をしていくという形になっています。今の段階で、最近たまたまそういう問題が広島県の災害以降かなり新聞記事も出ていまして、それに基づいた形のものというのは多くありまして、特に渡島、檜山管内で危険性が指摘されているのは1,819カ所、さらに特別警戒区域にその中で指定されているのは223カ所、この中に先ほどの森町の2カ所が入っているのでしょうかけれども、12%にすぎないのだという話をされています。そうだとすると、今の森町の段階でどういう形になっているのかをまず、どういう状況にあるのか、そしてそれに指定される可能性があるのは何地区あるのか、それを確認したいと思います。

というのは、今回の決算委員会において出されているやつの防災マップというのが8,000部できています。それからすると、これにそれが該当するのだと思うのですが、ただ住民説明会というのは、住んでいる人たちがまだ全然知らない状況だということになるのです。とすれば先ほど言いましたように3割、住んでいる人たちが知っているということになると3割避難するということが上がるということになっていると言われていますから、ということからすれば早急に住民説明会を、その地域に住んでいる人たちには早目に知らせる必要があるだろうと。それが一番大事な部分になってくると思います。そして、そういうことからすると当然に早急に説明会なりをやっていって、その地域に指定していかなければならないのだというふうに思いますことを含めまして、今その辺どういう状況になっているのかをもう少し説明をお願いしたいというふうに思います。

そして、同じことになるかもしれませんが、この土砂災害防止法というのはソフト対策だというふうに言われています。という観点からしても、要するに危険なときは避難する態勢を整えること、そのために知らせるということなのです。だから、それを早急にやっていかなければならないという観点からしましても、再度その辺のどういう状況になっているのか詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時28分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

まず、再質問の中にございました避難勧告やそういったいろいろな特別警戒区域、警戒区域に指定されなくてもこういう避難勧告をしたりとか、それは状況判断によってどこの地域でも勧告はすると、そのように思っております。そしてまた、まだ町内には指定された警戒区域、特別警戒区域は2カ所しかございませんが、この秋以降順次町内会、もしくは指定区域に当たる町内会に対して説明会を開く予定でございました。これは、7月ごろに担当課といろいろと話をしておって、そう話ししておったら広島の土砂災害ですとか礼文島のそういう土砂災害とか起こったということで、これは私どもも2年ほど前からのデータを早目に地域の皆さんにお知らせしなければならないと、そのように思ったところでございます。

あと、事務的な部分につきましては、防災交通課の課長のほうから答弁をさせます。

私からは以上でございます。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 私のほうから基礎調査の関連の質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

ただいま北海道、渡島総合振興局の建設管理部でございしますが、現在森町では16カ所の基礎調査が終了しておりまして、そのうち2カ所、先ほど町長の答弁にございましたが、この2カ所について指定をしているところでございます。残り14カ所につきましては、先ほど町長からお話ありましたが、順次説明会を開いてまいりたいと。その上で、地域住民の同意を得て、その後に指定という運びになるものでございます。

あと、マップの関係でございしますが、このマップにつきましても一部ちょっと修正する部分が発生をしております。この部分を解決しながら、早い時期に何らかの配布するなり、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 松田議員、再々ありますか。

○4番（松田兼宗君） 再々質問ということで質問させていただきますが、16カ所のうち14カ所まだこれから、基礎調査が終わったところだという話なのですが、先ほどの話で課長の答弁の中で住民の同意という言葉が出てきたのだけれども、必ずしも同意というのが必要なのかどうかの確認と、そうするとたまたま広島の土砂災害が起きてからの新聞報道なんかで随分あちこちのそういう問題が報道されています。その中で小樽の話が出ていて、かなり住民の方が反対されて進んでいないのだという話出たりもしています。そういうことからすると、住民の同意がなくても大丈夫ではないかなと思ったりもしていたので、そ

れをちょっと確認をしたいということと、結局今回たまたま8月11日にそういう森町が避難勧告を出さなければならない状況になったということの絡みで、一番問題になるのは、夜中の2時半です、2時20分。そんな時間にどうやって告知するのという。それは、視察してきた大島でもそうだったですし、今回の広島でも同じような状況なわけです。とすればその周知の方法を広報車を走らせて知らせたという話をしているのけれども、そういうことをやって、これも見方によるのでしょうかけれども、10世帯27人、その数字が本当にどうなのということなのです。自分の住んでいるところは大丈夫だと思っている人が多いとすれば、当然そんな時間に起きてまで行かない。行くわけがないのです。さらに、去年の8月18日の大雨で各地で、森町でも災害がいろいろと出ました。そのときもそうなのですが、いろんな大雨の警報とか洪水の警報とか出るのです。それを時間帯もそうだし、知らないのです。たまたま私個人的にいいますと、防災情報のメールが来るのです。2時20分に夜中に起こされるのです。メール来ますから、何だかんだ。そうすると、2時20分に避難勧告出たのだと。そして、朝方の5時30分には解除になったのだということもわかっているわけです。それで、その時間内で終わったということは大したことがなかったのだなと、それで一安心してまた寝てしまうことになるのですけれども、それをもう少し利用することを考えたほうが、例えばここにいる職員の方がどの程度そういう情報を得れる仕組みを持っているのか、情報収集できる能力を持っているのかどうか。それは職員ばかりではなくて、議員の人たちもそうなのですが、それをもっとやるべきなのではないかと思うのです。そうすればもっとその情報に対する、それはここにいる人たちが住民にもっと知らせる方法。みんな少なくとも携帯は持っている時代になっていますから、そういうことも考えて、エリアメールとかいろんな形のものがあるのだと思いますけれども、それはドコモにしてもauにしても各メーカーそれに対応できるようなものを持っているはずなのですから、その辺を含めて検討をする考えはないのかを含めて、その2点で最後の質問にしたいと思います。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 先ほどの同意必要云々という話でございしますが、ちょっと私の説明不足でございまして、法律によりますと住民の同意はなくても市町村長の判断でできるというふうになっております。ただし、現実としましては、やはりそこに暮らしていらっしゃる住民の方々、または地権者の方々に説明をし、同意を得られない場合までも首長の判断でするのかとなったときには疑問が残るところでございまして、やはり懇切丁寧な説明の上に住民の同意をいただいてからの手続というふうな意味合いで私申し上げたところでございます。法律上は必ずしも地域住民の同意は必要ないと言えども語弊ありますが、首長の判断でできるというふうになってございます。

それから、周知の仕方のお話でございしますが、やはり森地区につきましては屋外拡声器しかございませんので、まずそれがお知らせのメインとなります。あとは巡回車を手配して、今回は3台でございましたが、周知を図りました。その他町内会長さんにも連絡を事前にしております。この周知方法まだまだ考えていかねばならない、ご指摘のとおりでござ

ざいます。よりよい方法がないのか検討していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、森町の土砂災害対策についてを終わります。

次に、集団的自衛権と自衛官募集についてを行います。

○４番（松田兼宗君） それでは、２問目の質問をさせていただきます。

集団的自衛権と自衛官募集についてということで質問させていただきます。安倍内閣は、７月１日の臨時閣議で他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために憲法解釈を変える閣議決定をしました。歴代内閣は、長年憲法９条の解釈で集団的自衛権の行使を禁じてきたのですが、安倍晋三首相はその積み重ねを崩し、憲法の柱である平和主義を根本から翻す解釈改憲を行いました。今後関連の法整備を行うとされていますが、私はこの時点で自衛官の立場が単なる特別国家公務員から戦闘行為をする軍人という性格に強化されるというふうに考えております。そこで、森町自衛官募集事務実施要領で規定されています森町の自衛官募集事務を行っておりますが、自衛官の性格の変化に伴いこの要領の解釈を変えなければならないと考えますが、いかがでしょうか。少なくとも今まで以上に自衛官とは何なのかの説明を徹底させる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えいたします。

森町自衛官募集事務実施要領につきましては、自衛隊法第97条、地方自治法第148条及び北海道が定める自衛官募集事務推進要領に基づき、自衛官募集事務の円滑な推進を図ることを目的として定めております。なお、当該事務は第１号法定受託事務であり、国にかわり都道府県及び市町村がすべき事務となっております。このような法的根拠により当町では広報紙による自衛官募集公告の掲載、庁舎内における自衛官募集ポスターの掲示、自衛官募集事務を遂行するため町長と自衛隊函館地方連絡部長との連名により自衛官募集相談員を委嘱すること、その他法令に基づき必要な事務などを実施しておりますが、基本として今後も変わることなく従前どおりの取り組みをしまいたいと考えております。

いずれにしても、今後集団的自衛権の行使に伴う具体的な法案が国会に提出されると思いますが、解釈を変更した趣旨を正しく理解した上でこれからの動きに注目してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○４番（松田兼宗君） 確かに今の法令は今後詰めていくという話になっていますから、今後を見なければ見えないというふうな部分も多々あるかと思いますが、少なくとも憲法９条に何て書いてあるかといいますと、あえて言う必要もないことだと思うのですが、国際紛争の解決の手段に武力の行使をしないと書いているわけです。とすれば、集団的自衛権の行使ということはそれに当たることになるかと私は解釈するわけですが

も、そうした場合に、それは憲法を改憲すべきだと私は思いますけれども、少なくとも各自治体においては今言いましたように実施要綱が制定されて、その上でやられているわけです。別な言い方をしますと、戦争に自衛官が行くということになることなのです。と私は解釈している。それなのに、この森町では一方で毎年戦没者慰霊祭やっています。どういう性格でそれをやっているのですか。もう戦争は起こさないという意味だと私は理解しているのですが、それなのに国がそういうことを変えたから、今までと同じやり方で自衛官を募集していくのかという問題があるのだと思うのです。

さらに、最近たまたまテレビ見ていましたら、仏教者なのですが、竹中彰元という岐阜県の真宗大谷派の住職がいて、その人が戦争中に迫害されたわけです。戦争は最大の罪悪であると言ったわけです。そんな中で迫害されて、当時の協力をしていかざるを得ない状況に陥ったのですが、その人はあくまでも抵抗したわけです。それが戦後、平成19年に70年ぶりに名誉回復されたという話がたまたまNHKで放送されていて、そういうことからすると最悪の罪悪である戦争をすることになるのです、今回の、私の思うところでは。それに対して各自治体が、どこの自治体も同じです。この前前田衆議院議員の政策懇談会というのがありまして、その中で私質問しましたがけれども、あの人は松前町長をやっていました。同じことをやっているわけです。そして、自衛官になった人を激励するわけです。集団自衛権ということ設定することは、先ほども言いましたように戦争をすること、さらに言えば人を殺すこと、殺すかもしれないという状況に追い込む可能性が非常に高まったということなのです。そういうことに協力することはちょっと考えなければならぬ時期に来たのかなと。私自身自衛隊協力会の会員になっていますけれども、そういう状況になった中で本当に考えなければ、私自身ちょっと迷っているところがあります、正直なところ。ただ、先ほども言いましたように自治体において法律にのっとった形で自衛官募集事務要領というのに基づいてやられていますけれども、それ自身を考え直さなければならない。国に対してそういうことを含めて物を言っていかなければ、反対していかなければならない、今回の集団的自衛権のいわゆる解釈改憲と言われているものに対してと私は思っています。それでないと戦没者慰霊祭に何で出ているのですか、どういう意味で出ているということを考えると、それを何らかの行動を起こさなければならない時期に来ているのではないかと。だから、今回もあえてこういう国の政策なのだけれども、それがいかに地方自治体にかかわりがあるのかということを言いたくて、さらに町長みずからが今後激励会もう既に何回かやられていると思いますが、その送り出した子供たちが死ぬかもしれない、人を殺すことになる立場に追い込まれる状況になる可能性が高くなったという状況の中で、今後そういうことを続けていけるのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思っています。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

かなりいろんな方面を考え過ぎになられておられるのかなと、そのように思いました。ご質問の中に自衛官の性格の変化という質問の1項あります。自衛官の性格は全く変わっ

ておりません。今の安倍政権は解釈を変えました。でも、自衛官としての性格というのはまず変わっていないのです。ですから、まず政治というのは外交を最大限努力して、戦争やそういう争い事が起きないように、そういうふうな方向性を持って進めていくのが政治です。それでもやはり政治だけでは解決がつかない、ひょっとしたら武力を使わざるを得ない場合があると。そういったときに備えて、万が一に備えて国を守るために技術を磨いたり、装備を備えたり、維持してこれに備えることが使命であって、自衛官としての性格としては一切変化していない状況でございます。そういった中で、私たちはやっぱり地域を守るためという、そういった崇高な使命を持った若い方々が志願をしたい、そういった状況があったときにはこれを候補生として町として送り出します。そういったお祝い事もしてあげます。そういったところでございます。

また、戦没者慰霊祭に対しましてもいろいろと考え方が違うのかなと思います。言葉の中では二度と戦争を起こさない、そういう気持ちを持ちながら、そして不運にも戦地で命を落とされたそういった方々に感謝をすると、そういう思いで私は参加をしております。

これからも自衛官に対する候補生、またそれをこちらから強要するというのであればこれは問題があるかなと思います。しかし、自衛官候補生として勉強していきたい、進んでいきたい、そういった道をたどりたいという若い方がいるのであれば、これを率先してまた推進していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○4番（松田兼宗君） 今後とも法律というか、要領の上にのっかっていく形で進めていくということになるのでしょうか、今の自衛官募集に来る人たちというのは、私は見ているとどうも就職先の一つでしかないのです。と私は理解している。それはそれでいいのです、今の集団的自衛権になる前は。個別自衛権で解決できるものだとは思っていますから、それだけで解決できるものに加えてあえて集団的自衛権という解釈変更してまでやるということがその時点で自衛官の性格が大幅に、自衛官の何なのかという話は、書かれていることは何もまだ変わっていませんけれども、その時点で変わるのだと思っています。それをあえて、そして先ほど言いましたように就職先の一つでしかないという感覚を持っている若い人たちが、そしてそういう状況になった、変わったということをもっと教える機会を持つべきだと私は思うわけです。その上で選ぶのなら別にいいのです。ただ就職先がない状況、あるいはほかにはないからというような形で行く、もちろん自衛官は国防の自衛のためにやりたいという、そういう志を持った人もたくさんいるのはわかっています。ただ、身近で見られる人たちというのは、どうもそういうふうな感覚でもって自衛隊に行っているのではなくて、ただいろんな資格を取るのに行っているという感覚の人が多数見受けられるということなのです。そういう人たちがいるのに、その人たちを今後そういう形で性格が変わったということで同じことをやっていくということに対して疑問を持つわけです。今後法整備がいろいろな形で見直しをかけられていく形、あるいは函館の自衛隊

の方と連携をとってやっていくのしょうけれども、その人たちも当然その辺を頭に入れて今後募集の仕方に対しては考えていかざるを得ない状況に追い込まれたのかなとは思いますが、再度その辺の考えの上に立って、さらに先ほど言いましたけれども、これも続けていくと言いましたけれども、法解釈が変わったら考え直すかもしれない可能性があるかどうか、最後に再度その辺聞いて終わりにします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

法解釈というのは憲法の解釈ということでしょうか。その関連法の解釈ということですか。関連法の改正はこれからなされていく、その辺は私も慎重に見きわめていかなければならないと、そのようには思っています。ただ、今現在の考えでは、先ほども申し上げたように現状で議員のご質問というのは少し思い過ぎが大きいのかなと、そのようにも思っています。ただ、心配はされるところはあると思います。ただ、崇高なそういう国民、もちろん家族、地域を守るという考えで理念を持って、そして自衛官として今現在も勤められている方々は非常に高い理念を身につけて、立派な大人になっております。こういった方もおりますし、また議員おっしゃるように途中で挫折する、もしくはそういう安易な気持ちで行かれる方は恐らく途中でやめられるでしょう。そういった部分も含めまして、本当に崇高な理念を持ちながら、また最初はそうであっても途中からきちんとした考えを持ってやっぱり国防にかかわっていく、そういう方も中にはおります。今現在中国、尖閣諸島ですとか、それから北方領土関係でも非常に際どいそういった状況が我が国でも見受けられている。そういったことを考えますと、心配事の中にはこういう集団的自衛権の行使容認ということで一触即発ということも考えられますけれども、そこは外交で、政治で努力してそこを回避する、これがやっぱり最大限の政治家の使命だと思っています。上に対してはそういったことも進言しながら、今後進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

これで日程第3の一般質問は終わります。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、9月2日午前10時開会とします。

延会 午後 2時55分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成26年9月1日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成26年第1回森町議会9月会議会議録（第2日目）

平成26年9月2日（火）

開議 午前10時00分

延会 午前11時30分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2号 森町子ども・子育て会議条例制定について
- 5 議案第 3号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 6 議案第 4号 平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 7 議案第 5号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 6号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 7号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 8号 平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 報告第 1号 平成25年度森町財政健全化判断比率について
- 12 報告第 2号 平成25年度森町資金不足比率について
- 13 認定第 1号 平成25年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成25年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 平成25年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 14 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 15 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 16 意見書案第3号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
- 17 意見書案第4号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書
- 18 意見書案第5号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

19 議員派遣の件について

20 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（15名）

議長	16番	野村	洋君	副議長	1番	菊地	康博君
	2番	山田	誠君		3番	宮本	秀逸君
	4番	松田	兼宗君		5番	前本	幸政君
	6番	川村	寛君		7番	西村	豊君
	8番	木村	俊広君		9番	堀合	哲哉君
	11番	小杉	久美子君		12番	長岡	輝仁君
	13番	三浦	浩三君		14番	東	秀憲君
	15番	黒田	勝幸君				

○欠席議員（1名）

10番 中村良実君

○出席説明員

町長	梶谷	恵造	君
副町長	片野	滋	君
会計管理者兼 出納室長 監査委員	釣	隆吉	君
総務課長 選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長 防災交通課長	池田	勝元	君
契約管理課長	木村	浩二	君
企画振興課長	安藤	仁	君
税務課長	小田桐	克幸	君
収納管理課長	小井田	徹	君
保健福祉課長	木村	哲二	君
保健福祉課参事 保健福祉課参事兼 保健センター長 住民生活課長	伊藤	昇	君
環境課長 農林課長兼農業 委員会事務局長 水産課長	久保	康人	君
	山田	仁	君
	住吉	英勝	君
	金丸	由起子	君
	佐々木	陽市郎	君
	横内	仁司	君
	工藤	秀則	君
	黒川	安明	君

商工労働観光課長	菊 池 一 夫 君
商工労働観光課参事	新 田 清 文 君
建 設 課 長	岩 瀬 英 一 君
建 設 課 技 術 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	川 村 光 夫 君
地 域 振 興 課 長	落 合 浩 昭 君
町民サービス課長	坂 井 定 幸 君
兼保健対策課長	香 田 隆 君
教 育 長	清 水 雅 信 君
学校教育課長	澤 田 勝 則 君
学校教育課参事	金 丸 孝 也 君
社会教育課長	中 島 将 尊 君
兼公民館長	武 井 肇 君
生涯学習課長	金 丸 義 樹 君
兼体育課長	若 松 幸 弘 君
兼体育館長	柏 渕 茂 君
給食センター長	坂 田 明 仁 君
図 書 館 長	石 島 則 幸 君
さくらの園・園長	小 松 裕 章 君
病 院 事 務 長	山 田 春 一 君
上下水道課長	山 下 英 一 君
上下水道課参事	
消 防 長	
消 防 署 長	

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司 志 君
議 事 係 長	村 本 政 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町子ども・子育て会議条例制定について
- 3 議案第 3 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 4 議案第 4 号 平成26年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第 5 号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第 6 号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 7 議案第 7 号 平成 2 6 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 議案第 8 号 平成 2 6 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 9 報告第 1 号 平成 2 5 年度森町財政健全化判断比率について
- 1 0 報告第 2 号 平成 2 5 年度森町資金不足比率について
- 1 1 認定第 1 号 平成 2 5 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 5 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 5 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 5 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、川村寛君、7番、西村豊君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第1号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、母子及び寡婦福祉法の改正事項を盛り込んだ次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布されました。法律は、ひとり親家庭支援施策を強化するため、父子家庭への福祉の措置に関する制度の創設等をもって父子家庭に対する支援を拡充し、母子及び寡婦福祉法の法律の題名について母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称されましたので、本条例を一部改正するものでございます。

資料で新旧対照表を提出しておりますので、ごらん願います。表は、右が現行でございまして、左が改正案でございます。改正案は、第2条、定義の第2項第1号で条例名の改称並びに生活保護法の公布年月日と法律番号を追加いたしました。同項第2号の父の定義の明文化、あわせて第2号の父、第3号の児童について第1号の母とはとの表現の統一を図ろうとするものです。

議案にお戻り願います。附則といたしまして、この条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上、提案とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第2号 森町子ども・子育て会議条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、議案第2号についてご説明いたします。

森町子ども・子育て会議条例制定についてでございます。資料の2によりましてご説明申し上げたいと思います。森町子ども・子育て会議条例の制定についてでございます。

提案理由でございます。平成27年4月開始予定の新たな子ども・子育て支援制度により全国自治体、都道府県が子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。それを受けて子ども・子育て支援法第77条1項の規定に基づき、森町子ども・子育て支援事業計画を策定、また子ども・子育て支援事業に関する利用定員や運営設備の基準を定める際に意見等を聴取する附属機関として設置するために提案するものでございます。

条例の主たる内容ですが、会議の設置、所掌事務、委員の構成、任期、役員、また会議や庶務、運営について定めようとするものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行を予定してございます。

下の段には子ども・子育て支援法第77条1項について参考として記載してございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

○11番（小杉久美子君） 条例制定の第3条の部分での委員12名以内ということになっておりまして、これからこの12名の委員が選任されることになると思うのですけれども、その後第1回目の委員会はいつごろ開催予定と考えておられるのかと、もう一点はこの会議何回の委員会を開こうとしているのか、その辺教えてください。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

まず、委員の任命等につきましては、今月、議会終了後早々に選任の運びをいたしたいと思っております。1回目の会議につきましては、9月下旬を想定しながら進めてまいりたいと思っております。あと、会議の回数でございますが、おおむね4回ほどを想定してございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。

裏面をごらんください。規約別表中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改めるものでございます。

資料ナンバー3を提出してございますので、ご参照ください。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第4号 平成26年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町一般会計補正予算の第3回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,711万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ100億65万2,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。まず、歳入ですが、款14国庫支出金、民生費国庫負担金の300万円は、障がい児施設の利用者増により計上するものです。

続いて、項2国庫補助金の総務費補助金では、合併補助金の減額、がんばる地域交付金と社会保障、税番号制度に係る補助金をそれぞれ計上するものです。

続いて、款15道支出金、民生費負担金の150万円は、国庫同様障がい児に対する給付費を計上してございます。

続いて、道補助金で農業費補助金の193万3,000円は、農地基本台帳システムの改修に要する交付金、また水産業費ではホタテ養殖のザラボヤ対策として漁業者が機械を整備する経費へ地域づくり総合交付金を活用するものです。

続いて、8ページ、9ページ、款18繰入金、基金繰入金の902万6,000円は、地域活性化広場整備事業に充当しようとするものです。

続いて、款19繰越金の3,072万7,000円は、財源調整のため計上するものです。

款21町債の臨時財政対策債は、借入額の確定により計上するものです。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費の人事管理費の職員手当の増額は、職員の採用や昇格及び異動に伴う精査をしようとするものです。

次に、財産管理費の委託料は町有地の測量調査費を、また工事請負費360万円は常盤町にある老朽化した職員用住宅を解体しようとするものです。資料ナンバー4と5を提出しております。ご参照願います。

次に、企画費の備品購入費118万円は、現在進めています新エネルギービジョンの中で公共施設における新エネルギー導入事業の観点からペレットストーブを2台購入し、町民スキー場ロッジ、駒ヶ岳小学校の校長室へ設置して、普及啓発も兼ねたモデル事業を展開しようとするものです。

次に、情報推進費では、社会保障、税番号制度の事業負担金が確定したのに伴い補助金を充当し、財源構成を変更しようとするものです。

次に、目11諸費においては、法人税等の還付金の増額に対応するため120万円を計上するものです。

次に、項2徴税费では、パソコンのOS、ウィンドウズの変更に伴い、地方税電子申告などに利用している端末機を更新しようとするものです。

続いて、款3民生費、社会福祉総務費の防犯灯設置補助金199万円は、町内会からの要望によりLED化へ対応するため所要の経費を計上するものです。また、国保会計への繰出金189万8,000円は、平成25年度給付金の精算分と職員の異動に係る経費が主なものでございます。

また、介護保険会計、介護サービス事業会計への繰出金も職員の異動に係る経費でございます。

次に、12ページ、13ページの目9臨時福祉給付金事業費の85万1,000円の増額は、給付事務の延長が予想されるため必要経費を計上するものです。

続いて、項2児童福祉費の児童福祉総務費の報酬は、議案第2号で制定されました森町子ども・子育て会議に係る委員報酬を計上しております。

また、保育所費では、港町保育所のFFストーブ購入経費、障害児通所支援費では施設の修繕料と利用者の増加に伴う支援費を計上しております。

続いて、款4衛生費の環境衛生費では、森町葬苑2号炉のセラミック部分を修繕しようとするものです。

次に、14、15ページの目2ごみ処理施設費の備品購入費は、砂原地区最終処分場のポンプを交換するため所要の経費を計上するものです。

続いて、款5労働費の1,020万円は、例年実施しております冬期就労対策事業に係る委託料でございます。資料ナンバー6を提出しておりますが、ここで資料の一部訂正をお願いいたします。資料ナンバー6ですが、2の事業概要の(5)、延べ作業日数の30日を20日に訂正をお願いします。よろしくお願いします。

次に、戻りまして款6農林水産業費の目1農業委員会費の委託料115万6,000円は、補助金を活用しながら予算の組みかえを行い、農地基本台帳システムを改修しようとするものです。

次に、項2林業費では、民有林の植林に対し一定の割合で補助をしようとするものです。

次に、16ページ、17ページの項3水産業費の水産振興費の1,740万円は、全額道費を活用し、漁業者が購入するザラボヤ対策機械へ補助金を計上するものです。

続いて、款7商工費、商工業振興費の地域活性化広場整備事業ですが、人件費、また一部追加工事、資材の高騰などで補正をしようとするもので、委託料で223万2,000円を減額し、工事請負費で900万円を増額しようとするものです。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、款8土木費の目2給水施設費は、砂原沼尻地区の飲料水施設の塩素滅菌器施設の修繕、項2道路橋梁費の道路橋梁総務費、道路橋梁維持費、18ページ、19ページの河川総務費の修繕料と建設機械借り上げ料は、雨による水害に対応したため増額をするものです。

また、港湾費では外灯や一部施設、都市計画費では各公園のトイレなどの修繕をしようとするものです。

さらに、住宅費の修繕料は、各施設の修繕箇所が当初より増加したことによるものです。また、工事請負費の187万5,000円は、住宅施設内の外灯改修工事を行おうとするものです。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、20ページ、21ページの消防費の123万円の修繕料は、上台地区にある消火栓を移設するため所要の経費を計上するものです。資料ナンバー9を提出しております。ご参照願います。

次に、款10教育費の小学校費では、砂原小学校の体育館照明器具と塩素滅菌器の取りかえ、また駒ヶ岳小学校では強風により自転車置き場が倒壊したため建てかえ修繕をしようとするものです。

次に、中学校費では、先般の各種中学校体育大会で森中学校剣道部女子個人、森中学校卓球部女子団体、砂原中学校バドミントン部女子団体が全国大会へ出場となったため、それらに伴う所要の経費を計上するものです。

続いて、文化財振興費の委託料421万2,000円は、鷲ノ木ストーンサークル内の施設の一部が陥没したことでいろいろと検討を重ねてまいりましたが、このたび補助金が内示されたことを受け、地中レーダーにより探査調査を実施しようとするものです。資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、22ページ、23ページの体育施設費では、サン・ビレッジ森の石油ストーブの購入経費、学校給食費では蒸気ボイラーの修繕をしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。

○2番（山田 誠君） 15ページ、労働費、労働諸費の緊急就労対策事業の冬期就労対策事業の委託料、昨年は774万9,000円で終わっているのです。延べ人数が610人というふうになっていますけれども、今年度1,020万、245万1,000円が多いわけなのですから、これの理由はどうか。

就労者の希望者数というのは年々減っているわけなのだけれども、担当としての把握はいかがなものか。予算は80名というふうになっていますけれども、その辺をちょっと説明願いたいなというふうに思います。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

昨年度の予算につきましては1,110万計上しておりまして、決算で774万9,000円というよ

うな状況になっております。これは、募集人数が80名に対して実際応募あった方が61名ということでの決算額というような形になっております。昨年は、男女ともに年齢を5歳引き上げてきた経緯もございますので、まだ1年経過しているという状況でございますので、本年度についても募集人数を80名ということで1,020万計上させていただいているというようなことでございます。

最近の状況を見ますと、募集されてくる方の人数につきましては、若干減少傾向にあるというのが傾向としてございまして、去年年齢を引き上げたばかりなので、今年1年状況を見て、また来年対応していきたいなと、検討していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 内容はわかりましたけれども、仕事の作業内容、除雪等が主な事業になっているわけですが、もうそろそろ転換してもいいのではないかなと。昨年の担当者は、もうそろそろいいのではないかなというふうな発言をしていますので、きのう町長が就労は結構あると、水産加工も結構あるというような話もしていますので、実際に毎年、例えば25年も24年も毎年来ているという方はいるのですか、それとも毎年新しい人が応募するのか、その辺ちょっとお願いします。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

毎年応募されているという方は、大体6割の方が応募されてきているような状況でございます。

以上でございます。

○3番（宮本秀逸君） 10ページ、11ページお願いします。目6企画費の中でペレットストーブを購入したいのだというお話がございました。これは、かねてより町長主張しておられるクリーンエネルギーを普及させていきたいという一環なのかなと思っていたのですが、2台で118万ということは結構立派なストーブだと思うのです。どのような仕様なのでしょう。といいますのは、単なるまきストーブにかわるようなスタイルだったら、これはだめだろうというような感じがするのですけれども、このように住宅事情がよくなったというか、住まいがきれいになった段階でこれを普及していくためには、よほどきれいな取り扱いができるという状況のやつでないとうまくないと思うのです、一般的に普及させようと思えば。将来的に森町の林業体制が普及していくことによって変わっていくことを望みたいというふうに私も思っているものですから、そこら辺の仕様がわかれば教えていただきたいと。以前テレビで見たときに、マンションでペレットストーブを使っている方が放送されておりました。ほとんど排気、排気ガスというのですか、出ない、あくが出ないみたいな、そういったストーブだったのです。それが今後の普及には非常に大事だろうという思いがずっとしておったものですから、仕様がわかったら教えてください。

もう一つ、一番下段ですけれども、民生費のところでもLED化するのに199万円補正するのだという話ですが、これはどこの地区にLEDつけようということか、それを教えてい

いただきたい。そして、町内にどのくらいあって、今後の要望がどのくらいあるかわかっていたらそれをついでに教えていただきたい、こんなふうに思います。

○企画振興課長（木村哲二君） 宮本議員の質問にお答えしたいと思います。

今回2カ所に予定しておりますペレットのストーブにつきましては、FF式といいますか、強制で壁に穴をあけてやるような、そういうストーブを取り入れたいと思ひまして今回補正に上げさせていただきました。煙突式のもあるのですが、比較的管理がしやすいということと、それからそんなに大きなそういう管理しなくてもいいということで、私どもは今回FF式のストーブを参考にさせてもらって購入したいと考えました。

以上でございます。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、お答えいたします。

まず、この部分につきましては、町内会等で行っております防犯灯の運営に関しての設置の補助金でございます。それで、LED化につきましては、24年度からスタートしたわけですが、24年度が7基、25年度で17基、あと今年度が現在までLED化39基補助いたしております。それで、今後も森川町内会、上台町内会等からかなりの数が設置要望が参っております、今後55基さらにつく予定になっております。これを合わせますと、防犯灯全体では100基を超えるLED化がなされていくのかなと考えてございます。

以上でございます。

○3番（宮本秀逸君） ペレットストーブについてはわかりました。ほぼ同じようなやつを2台そろえたいというようなことなのでしょうから、わかりました。

それから、LEDなのですが、これは新設と、それから取りかえというのですか、過去のものとの取りかえと両方あるかと思うのですが、町内会の負担というのは幾らぐらいですか。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） 町の助成は、1器具に対して3万2,000円を基準額上限としております。ただ、町内会からの設置申請中身見てみますと年々安くはなっているようでございます。器具自体も進歩といいますか、そういうこと含めて単価も下がっているようでございますので、現在は1カ所当たり、これは新設といいますか、器具の蛍光灯からLED化にかえていくという部分でございますけれども、おおむね5万4,000円程度1器具平均的にはかかっているのかなと思っております。ですから、5万4,000円の町が3万2,000円ですから残り1万幾らですか、の負担が町内会1器具当たり持たれているのかなと考えてございます。

○14番（東 秀憲君） 直接予算としては提出されていないのですが、社会福祉総務費の防犯灯設置補助金に絡めて電気料についてお聞きしたいと思います。

私3月議会のときに町長の施政方針の中で電気料についてはできるだけ町内会の負担をかけさせないと、そういうようなことで電気料については9割方の補助すると、そういうふうな答弁をいただいています。それで、現状では北電の電気料が相当高くなっているのですが、それらについての町内会の補助、そういった対策はどのようにとられるの

か、その辺お聞きしたいと思います。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） お答えいたします。

確かに今年4月から消費税見合い分で防犯灯の部分も11.62%ほど値上がりしてございます。なおかつ今通産省に北電が値上げ申請しておりまして、今回は今のところ28.62%防犯灯が値上げの申請をしているようでございます。まだこれ決定になってございませんが、この部分も我々としては加味していかなければならないのかなと思ってございます。それで、東議員90%とおっしゃいましたが、4月からは95%に上げさせていただいております、そういう意味では町内会のできるだけ負担を下げたいということで今取り組んでいるところでございます。

それで、値上げされたらまたもとのもくあみと申しますか、町内会の負担が増えるのではないかとということでちょっと分析してみました。すると、確かに下がってはいくのですが、要は90%時代に補助していた金額よりは上回りません。10月から例えば28.何%上がったとしても25年度水準の町内会さんの負担額は超えない。むしろそんな大きくは増えないといえますか、大きな負担にはとりあえずならないのかなというような見立てでおります。

以上でございます。

○13番（三浦浩三君） ちょっと今の質問の関連で、今年度から95%に確かになっていきますけれども、将来的に任意団体のいつまで町内会に負担させるつもりなのですか。その方向性というのは、何年後から100にしますよという、これ施政方針、執行方針にかかわることなので、町長の考えというものを伺わせてください。

○町長（梶谷恵造君） 私から政策的な部分をご質問いただきましたので、お答え申し上げます。

いろいろと防犯灯の電気料金の負担につきましては、今日まで経緯があらうかなと思います。その中で、やっぱり町内会からの要望もあって防犯灯を設置されたりということも加味しまして、1割程度は負担をしていただくというような方向性で今まで、現在まできたようでございます。ご要望は、恐らく町で全体的に100%負担をせよというようなご要望かなとは思いますが、今の段階ではやはり1割程度、町としてこれで十分だなと思う以外にも町内会の要望によって設置されている部分もございますので、現行なるべく負担を増やさない形で今後も当分の間進めたいなと、そのように思っております。

以上でございます。

○13番（三浦浩三君） やはりある一定の期限切って、今言ったようにぜひにという町内会からの要望があって設置した場所とか、または私道というようなところの洗い出し、これをしながら今後、全町的に各町内会戸数も減ってきているのです。でも、こういう一回設置したものというのは減ることはないのです。それぞれ負担割合というのが各町内会増えてきていることにもつながっているものですから、余り遅くならないうちにこれは結論出してほしいなと、そう思いますけれども、再度ご答弁をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

いろいろ町としての姿勢の問題もあろうかなと、そのように考えてございます。この件につきましては、期限は明示できないまでもいろいろと今後検討していきたいなど、そのように思っております。

以上でございます。

○13番（三浦浩三君） 10ページの社会教育費ですけれども、説明資料の10ページ、鷲ノ木遺跡のレーダーの探査のこの辺の経過、詳細な説明というのをお願いしたいと思います。1つに、財源負担、これの町の持ち出しが2分の1ありますけれども、将来的に負担割合というものの、町の持ち出しというのは少なくできる方向性というのはあるのだろうか。まず、経過説明とその辺。

○社会教育課長（金丸孝也君） 三浦議員のご質問にお答えします。

まず、経過説明でございますけれども、この鷲ノ木史跡は文部科学省から史跡として指定を受けております。そしてまた、森町は、この鷲ノ木遺跡を管理すべき地方公共団体として文化庁から指定を受けております。まず、これが第一の大事なところだと思っております。

そして、指定の理由なのですが、1つ目として全国的にも大規模であり、道内最大の環状列石であること、もう一つは火山灰に長年覆われていたため、極めて良好な状態で発見された。この極めて良好な状態ということは、4,000年前の当時のまま、ほぼ近い状態で発見されたということに一番のこの遺跡の重要性があると思っております。

それで、今回陥没した箇所なのですが、説明資料10ページ図面にも載っておりますが、1カ所まずはっきり大きな穴が、直径で40センチ、深さ90センチぐらいの穴が発見されました。ただ、この発見された当時に道路を管理しているネクスコ、それから文化庁、道教委、専門の先生方にも来ていただきまして調査いたしました。原因の究明には至りませんでした。それで、その後検討を重ねた結果、この3次元の地中レーダー探査が一番正確に地下の中がどのような状態に現在あるのかそれを把握するために行うということになりまして、今回補正いたしました。

それから、もう一つは、今後の財源なのですが、現在2分の1ということで半分が国のほうからの補助で、半分が一般財源を使わせてもらいますけれども、道の補助金は今のところこれには入っておりません。本年度こういう地下を進めている土地の買い上げについては道補助金も1割程度入ってございますが、今回この行おうとするレーダー探査につきましては国の2分の1の補助だけでございます。

以上でございます。

○13番（三浦浩三君） 今回の広島の地すべりの原因の一つに小さな穴、空洞というもの、水がそこを走って、そのために崩れやすい現象を発生しているよと。というのは、この遺跡、以前に露出したために非常に良好な状態から風化という現象もあらわれているよという報告もたしか前回あったと思うのです。この遺跡の真下がちょうど高速道

路で、この道路を走るための振動、低周波、そういう障害というものも十二分に考えられるし、木の根っことかそういうものの空洞化現象というものも多分考えられて、今後この陥没みたいなそういうものが十分予測もされるようなところもあるものだから、ぜひこれ慎重に、そして早目に全体像というものをやっぱり把握しながら、これ以上悪い方向にいかないように、将来の森町にとっては一番大きくなるのでないかなと思う観光資源でもありますので、大事にしてほしいなと思いますので、再度方向性というのを示してもらいたいと。

○社会教育課長（金丸孝也君） この説明資料には1カ所陥没箇所はつきり載っておるのですが、大枠で囲まれているところが今回探査しようとするところでございます。議員さん方も現地何度か行かれてご存じだと思うのですが、バスがいつも着くところ、そこに看板がございます。そして、ゲートがありまして、ちょっと上ってから砂利道、砂利というか、碎石で敷かれた箇所、それは八雲側、それから遺跡を中心に函館側、2カ所あります。その中にも若干のくぼみがございまして、それも今回一番問題になっている史跡の中の空洞と関連があるのかこの3次元の地中探査ではつきりさせて、今後の対応にどういう対応ができるのか答えを出して、今後につなげていきたいと思っております。

以上です。

○13番（三浦浩三君） これ調査終わるのは何カ月ぐらいかかるのですか。そして、その辺の結果報告というものは、終わりましたらすぐしてもらえるものなのか、その辺だけ。

○社会教育課長（金丸孝也君） 現地的には1日、2日で完了します。ただ、その分析をするのに1カ月から2カ月ほどかかるというふうに聞いております。そして、答えが出ましたら議員さんのほうにもお知らせしようと思っております。

以上です。

○4番（松田兼宗君） それでは、3点ほどあります。今の関連で、鷲ノ木遺跡の問題なのですが、工事やってから何年たっているのかなと思ってまして、というのは施工上の問題がある可能性がありますよね。とすれば、ネクスコのほうの工事の問題だとすれば今後この調査に係る費用も含めて、どういう方向にするのかわからないですけれども、何か賠償というか、そういう話にもなる可能性があるのかなと。補償があるのかどうかちょっとその辺もわからない、あの施工の仕方というのはかなり画期的な、初めてああいう施工をしたのかもしれないのだけれども、その辺の絡みからするとそっちのほうの責任という問題が出てくるのかなと思いましたので、その辺ちょっと確認したいと思います、先に。

○社会教育課長（金丸孝也君） 平成24年11月から25年9月、2回発掘調査を、発掘といいますか、その穴の調査を、それから関連するトンネルの横といいますか、水の流れがあるか、そういう確認だとかをネクスコ東日本と道教委、それから先ほども申しましたけれども、そのときに文化庁も一緒に来ていただまして確認した結果は、原因の究明には至らなかったということでございます。ただ、今この場所は、土地の所有的には高速道路の敷地でございます。それに遺跡が出たということで、これを道路占用許可をいただいて借り

上げているという現状でございます。

そして、水の流れでございますけれども、目で確認できなかったということは確かでございます。ただ、粘土が黒ぼくの下50センチぐらいからトンネルの天端までの約1メートルちょっと、かなり厚い粘土層に覆われておるそうです。だから、水の流れは今現段階では何とも言えませんが、水の流れよりもこの地中探査、中がどういうふうになっているかということを確認を急いでいるところでございます。ただ、松田議員おっしゃいましたとおり施工に問題があるのであれば、今後はネクスコとも協議を進めていかざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○4番（松田兼宗君） あと2点、2カ所なのですが、まず11ページです。情報推進費のところのオフィスの365のライセンス使用料についてなのですが、10万3,000円計上してありますけれども、これは単年度の計上ということなのか、今後毎年かかっていく、ずっと使用期間が制限されているのか、その辺と、こういう形でソフトウェアのライセンスという形の計上されているの初めて見るのですが、いろんなところのパソコンに当然ソフトが入っているわけで、そのライセンス料というのはどういうふう処理されているのか、その辺も含めてちょっとお聞きしたいのと、それともう一点、17ページの商工観光の地域活性化広場の調査設計委託料が減額で223万2,000円となっているのですが、当初予算では490万計上されていたはずなのですが、これだけ減額される理由というのは特に何かあったのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○議長（野村 洋君） では、休憩を解いて会議を再開いたします。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えします。

委託料の減につきましては、入札減によるものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 大幅に減ったという根拠が何なのかということなのだけれども、それはわからないの。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 今ちょっと資料がないということで、どちらもなので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、休憩前に出ていた質疑に対しての答弁。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

オフィスのライセンス使用料の件でございますが、これについては職員がふだん仕事で使っているパソコンのライセンス使用料ということになります。なぜ今時期なのかといいますと、職員全員分のは当初予算で組んでいるわけなのですが、ライセンス使用料を組んでいるのですが、職員の増加、これは再任用も含め、あるいは臨時給付金等々の臨時職員が増えておりますので、そのために20人分のライセンス使用料をここに計上して対応してまいりたいということでございます。これについては、使用料及び賃借料で毎年払っていくということになりますので、来年以降も出てくるということでございます。

○契約管理課長（小井田 徹君） 先ほどの松田議員の地域活性化広場調査設計委託業務の執行残の関係についてご説明いたします。

予算額が490万円に対しまして予定価格の税抜きが338万円でございます。それに伴いまして5月1日に入札を行っております。その際の落札の札が税抜きで247万円、2番の札が280万円で、落札率といたしましては73.1%で、契約額が税込み266万7,600円でございます。7月15日に業務の完了検査を行っております。それに伴う執行残でございます。

以上です。

○5番（前本幸政君） 2つほどあります。1つは、先ほど関連で手を挙げたのですが、ちょっと遅かったのです。企画費のペレットストーブのことなのですが、今回モデル事業ということで2カ所、これ大変僕も興味あるものですからちょっとお聞きしたいのですが、モデル事業ということですから将来的にここまでやっていきたいのだというようなことがあってのこのモデル事業なのですか。まず、これが1つです。

それから、17ページの活性化広場の整備工事の工事請負費の部分なのですが、先般全員協議会でも私お話したのですが、いたし方ない状況で進んでいるのはいいのですが、将来的に、建設課長もきのう答弁されていましたが、下のほうの排水の部分整備していくのであれば最終的にはこの調整池ですか、これは撤去するということよろしいのですか。その辺の確認をしたいと思います。

以上です。

○企画振興課長（木村哲二君） 前本議員の質問にお答えしたいと思います。

今回はモデル事業というか、初めて取り組みますので、2カ所ということで進めさせていただきたいと思っています。私ども環境に優しいまちづくりということで、基本計画の中にものっていますし、今進めているいろんなビジョンの中でもそういう方向性を示そうとしておりますので、できればこれが2カ所で設置して将来に向かってできそうだという方向性が決まれば、これからも引き続き取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設課長（岩瀬英一君） 前本議員のご質問にお答えいたします。

きのうも全員協議会でお答えいたしましたけれども、将来的には御幸町側のほうに大きな排水の施設を計画しておりまして、その施設が完成すれば調整池は必要なくなると考えております。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 済みません、2点あります。16、17、節19、負担金、ザラボヤのところですけども、これを除去する機械だと思いますけれども、これについては希望する申請するのが町の担当課のほうに申請してくるものか、また漁協のほうで希望者を募ってくるものか、それと森地区と砂原地区ありますけれども、その辺のかかわりはどのようなになっていますか。

○水産課長（黒川安明君） 黒田議員の質問にお答えします。

まず、募集なのですが、これは漁協を通じて募集します。砂原、森両漁協が漁業者に募集をかけて、そして希望者がいたら申請するという形になっています。ちなみに、森漁協では8台、砂原漁協では1台、合計9台分でございます。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 恐らく機械でもいろいろあると思うので、ばらつきあると思うのだけでも、1台どのぐらいして、どのぐらいの助成というのか、平均になるものなのですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○水産課長（黒川安明君） 済みません。メーカーだとか機種にも多少差がありますけれども、1台486万で来ております。これの10分の4の補助率となっております。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 20ページ、21ページ、節11需用費、消防の修繕費のところの123万、これ移設するやつだね、消火栓の。いいですね。この移設する理由をまず。

○消防長（山田春一君） 黒田議員の質問にお答えいたします。

移設の理由につきましては、この土地につきましては私有地ということで、所有者のほうから転売というお話がありまして、それに伴いましてこのたび消火栓の移設ということになりました。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 移設の場所がいわゆる交差点です。ブロックの塀斜めになってい

るのだけれども、この移設の場所は恐らく道路の用地の一部かなと、こう思うのだけれども、ここに鉄の棒みたいの1本立っているのだけれども、これは恐らく道路標識だと思うのだけれども、あの道路も余り広くないもので、大きい車とか交差するときそのところに角地に消火栓あって大丈夫。危険度というか、そういうものもちゃんと調べてやっていると思うのだけれども。

○消防長（山田春一君） 黒田議員のご質問にお答えします。

安全確認ということではうちのほうでも周囲の状況を確認しております。交通、また除排雪、そういうものについては支障ございません。

また、あそこの地区につきましては、移設する消火栓がなくなると非常に消防防衛上有効な消火活動ができないということで、地権者のほうにもお話ししまして、どうしてもあそこの位置にという形になりました。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） あの角いつも雪いっぱいになっているのだ。今度あなた方が小まめに雪かくのだろうけれども、本当案外あそこの交差点交通量も多いし、道路幅狭いものだから今そういう質問しているのだけれども、十分調査もしたのだろうから気をつけてやっていただきたいなと、このように思っております。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第5号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものでございます。

歳入歳出それぞれ461万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億6,780万1,000円にしよ

うとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。初めに、歳出について説明させていただきます。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費31万3,000円の補正は、4月の人事異動に伴い補正するものでございます。

款9諸支出金、項1償還款及び還付金、目2償還金の429万9,000円は、平成25年度退職者医療療養給付費交付金及び平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が確定し、償還金が生じたため補正するものでございます。

歳入について説明させていただきます。4ページにお戻り願います。先ほどの議案第4号、一般会計補正予算でご承認をいただきました森町国民健康保険特別会計繰入金について款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金189万8,000円と款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金271万4,000円をするものでございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第6号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第6号について説明させていただきます。

本案は、平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ1,661万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億1,440万1,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに、歳入について説明させていただきます。4ページをお開き願います。款4国庫支出金462万1,000円の補正から同じく4ページの款6道支出金1,482万8,000円の補正までは、平成25年度負担金等の確定によりそれぞれ補正するものであります。

4 ページ下段の款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金987万8,000円の減額につきましては、人事異動に伴う人件費等に係る繰入金について補正するものです。

6 ページをお開き願います。款 8 繰入金、項 3、準備基金繰入金132万8,000円につきましては、平成25年度国庫支出金等の確定により償還金分を補正するものであります。

○議長（野村 洋君） 傍聴席の方、静粛にしてください。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 同じく 6 ページ、款 9 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金96万円につきましては、前年度会計からの繰越金を補正するものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。8 ページをお開き願います。款 1 総務費、項 1 総務管理費1,005万1,000円の減額補正から10ページ上段の款 4 地域支援事業費15万8,000円の補正までにつきましては、それぞれ人件費等について補正するものです。

10ページ中段、款 5 諸支出金132万8,000円につきましては、平成25年度の国庫支出金等が確定し、償還金が生じたため補正するものです。

同じく10ページの下段、款 6 基金積立金2,516万7,000円は、平成25年度国庫支出金の確定により追加交付分を積み立てようとするものです。

以上、議案第 6 号の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 8、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 7 号

○議長（野村 洋君） 日程第 9、議案第 7 号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第 7 号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町介護サービス特別会計補正予算の第 2 回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に886万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 2 億

3,671万3,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入ですが、款4繰越金につきましては、歳出でご説明いたします各経費の財源に充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページの歳出上段、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までは、4月の人事異動に伴う補正でございます。次に、節11需用費につきましては、暖房と給湯の温度を制御するセンサー及び真空式温水器の修繕、節16原材料費につきましては手すりの修繕に使用する受け下地材等を購入するものでございます。

次に、下段の款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2給料から節4共済費までは、4月の人事異動に伴う補正でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第8号 平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

資料ナンバー11及び12を添付しております。本案は、平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ975万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,372万2,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入でございますが、款2使用料及び手数料の375万円は、ウロ受け入れ量の250トン分の増によるものでございます。

款4繰入金の276万6,000円は、歳出の増額により施設運営調整基金より繰り入れするも

のでございます。

款5繰越金の9万8,000円につきましては、前年度分の繰越額でございます。

款6諸収入につきましては、道総合研究機構技術開発業務の委託金314万1,000円が道のほうより提示されましたので、雑入により受け入れするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、6ページ、7ページをお開き願います。款1総務事業費の節11需用費340万4,000円増額の内訳につきましては、光熱水費78万3,000円が電気料の値上げによるものでございます。また、修繕料262万1,000円は、乾燥システムコンサーム及び備蓄槽のチェーンブロック修繕に伴うものでございます。同じく節13委託料633万7,000円増額につきましては、ウロの受け入れ量の増加により試験処理業務及びウロ貯蔵槽処理業務の委託料の増加によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第11、報告第1号 平成25年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 報告第1号でございます。平成25年度財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんください。平成25年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表の中で実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載されておりません。実質公債費比率は16.6%で基準値以内となっております。また、将来負担比率は122.0%で、これも基準値以内となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第12 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第12、報告第2号 平成25年度森町資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 平成25年度森町資金不足比率についてご説明いたします。

1ページお開きください。この表は、平成25年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別意見をごらんください。

以上でございます。

○上下水道課長（石島則幸君） 本報告は、平成25年度水道事業会計経営健全化意見書でございます。

資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、次ページをお開きください。本報告は、平成25年度下水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎日程第13 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第13、認定第1号 平成25年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成25年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成25年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております日程第13、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の

規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に菊地康博君、副委員長に松田兼宗君が選任されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○議長(野村 洋君) それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りいたします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月2日から9月11日までの10日間休会にしたいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては9月2日、今日午後1時開会といたします。ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、9月2日から9月11日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

延会 午前11時30分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成26年9月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成26年第1回森町議会9月会議会議録（第3日目）

平成26年9月12日（金）

開議 午後 1時30分

休会 午後 1時58分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 平成26年第1回 認定第 1号 平成25年度森町各会計歳入歳出決算認定について
森町議会9月
会議付託議件 認定第 2号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 平成25年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 平成25年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 4 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 5 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 6 意見書案第3号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
- 7 意見書案第4号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書
- 8 意見書案第5号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書
- 9 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 10 意見書案第7号 電気料金再値上げに反対する意見書
- 11 議員派遣の件について
- 12 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（15名）

議長 16番	野村 洋 君	副議長 1番	菊地 康博 君
2番	山田 誠 君	3番	宮本 秀逸 君
4番	松田 兼宗 君	5番	前本 幸政 君

6 番 川 村 寛 君
 8 番 木 村 俊 広 君
 1 1 番 小 杉 久美子 君
 1 3 番 三 浦 浩 三 君
 1 5 番 黒 田 勝 幸 君

7 番 西 村 豊 君
 9 番 堀 合 哲 哉 君
 1 2 番 長 岡 輝 仁 君
 1 4 番 東 秀 憲 君

○欠席議員（1名）

1 0 番 中 村 良 実 君

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	片 野 滋 君
会計管理者兼	釣 隆 吉 君
出納室長	池 田 勝 元 君
監査委員	木 村 浩 二 君
総務課長	安 藤 仁 君
選挙管理委員会	
書記長兼監査	
事務局書記長	小 田 桐 克 幸 君
防災交通課長	小 井 田 徹 君
契約管理課長	木 村 哲 二 君
企画振興課長	伊 藤 昇 君
税 務 課 長	久 保 康 人 君
収納管理課長	山 田 仁 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	金 丸 由 起 子 君
保健福祉課参事兼	佐 々 木 陽 市 郎 君
保健センター長	
住民生活課長	横 内 仁 司 君
環 境 課 長	工 藤 秀 則 君
農林課長兼農業	黒 川 安 明 君
委員会事務局長	菊 池 一 夫 君
水 産 課 長	新 田 清 文 君
商工労働観光課長	岩 瀬 英 一 君
商工労働観光課参事	富 原 尚 史 君
建 設 課 長	川 村 光 夫 君
建設課技術長	落 合 浩 昭 君
砂 原 支 所 長	坂 井 定 幸 君
地域振興課長	
町民サービス課長	
兼保健対策課長	

教 育 長	香 田 隆 君
学 校 教 育 課 長	清 水 雅 信 君
学 校 教 育 課 参 事	澤 田 勝 則 君
社 会 教 育 課 長	金 丸 孝 也 君
兼 公 民 館 長	
生 涯 学 習 課 長	中 島 将 尊 君
体 育 課 長 兼	
体 育 館 長	武 井 肇 君
給 食 セ ン タ ー 長	金 丸 義 樹 君
図 書 館 長	若 松 幸 弘 君
さ くら の 園 ・ 園 長	柏 渕 茂 君
病 院 事 務 長	坂 田 明 仁 君
上 下 水 道 課 長	石 島 則 幸 君
上 下 水 道 課 参 事	小 松 裕 章 君
消 防 長	山 田 春 一 君
消 防 署 長	山 下 英 一 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司 志 君
議 事 係 長	村 本 政 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 平成 2 5 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 5 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 5 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 5 年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 2 意見書案第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 5 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 3 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 4 意見書案第 3 号 2 0 1 5 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
- 5 意見書案第 4 号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書
- 6 意見書案第 5 号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書
- 7 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め

る意見書

- 8 意見書案第7号 電気料金再値上げに反対する意見書
- 9 議員派遣の件について
- 10 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、木村俊広君、9番、堀合哲哉君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第3、平成26年第1回森町議会9月会議付託議件、認定第1号から認定第4号までの認定4件を会議規則第37条により一括議題とします。

なお、討論及び採決については認定議案ごとに1件ずつ行うことにいたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（菊地康博君） 審査報告書。

平成26年9月2日、平成26年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定議件4件を審査した結果、次のとおり決しましたので、報告いたします。

1、付託議件名、認定第1号 平成25年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成25年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成25年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

2、審査日程及び経過、9月2日、出席議員13名、各担当課長等から決算書及び報告書をもとに、予算の執行状況について説明を受けました。

9月8日、出席議員13名、森町一般会計の歳入及び歳出（款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、目3消防施設費まで）及び森町港湾整備事業特別会計、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の歳入及び歳出について質疑を行いました。

9月9日、出席議員13名、森町一般会計の歳出（款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項6保健体育費、目3学校給食費まで）及び森町国民健康保険特別会計、

森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計の歳入及び歳出並びに森町国民健康保険病院事業会計、森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の収入及び支出について質疑を行いました。

審査の結果、付託された認定第1号から認定第4号まで認定すべきものと決しました。

4、決算審査特別委員会の審査について報告いたします。平成26年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月2日、8日及び9日の3日間にわたり慎重審議のもと審査を終了し、採決の結果、認定第1号は起立多数、認定第2号から認定第4号までは全員起立で認定すべきものと決しました。

さて、町理事者におかれましては、本委員会の審査の過程で出された意見や要望等を踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。

また、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とするとした案件の予算化やその決算においては、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めていただきたいと思います。

また、地元経済の低迷等により町税を初めとした財源が年々減少する傾向にある中で、歳入確保に努め、歳出では徹底して無駄を省きながら予算執行管理を適正に行い、町民サービスの低下を招かぬことが重要であると考えます。

なお、本特別委員会は議長及び監査委員を除く14名で構成した特別委員会ではありますが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な報告は省略いたします。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（野村 洋君） これで委員長報告を終わります。

決算審査特別委員会においては質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員長報告に対する質疑、討論を省略いたします。

これから平成26年第1回森町議会9月会議付託議件について認定議案ごとに討論及び採決をします。

まず、認定第1号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第1号に対する反対討論の発言を許します。委員長報告に対して反対の立場の討論でございます。討論ございますか。

○4番（松田兼宗君） それでは、認定第1号、平成25年度一般会計など各会計歳入歳出決算認定についてを不認定とすべきという立場で討論させていただきます。

私は、昨年3月の議会で平成25年度一般会計の当初予算に反対しました。なぜなら、いわゆる3事業の見直し改革を白紙とし、行政改革には消極的な姿勢であったためであります。そして、このたび一般質問や決算特別委員会の質疑で明らかになったことは、3事業の見直しに関しては内部の徹底した業務改善に取り組みながら、今後の各事業の推進方を再検討するというものですが、さらさら検討するなどという考えもなく、高コストの

町営での運営を続けるということでもあります。3月の行財政改革等に関する調査特別委員会の3事業の民営化の推進という結論を出したにもかかわらず。

また、森町第2次行政改革と第2次集中改革プランに示されている実施計画の進捗状況と実績調査を行政改革推進委員会などで検証するとともに、必要に応じて見直しをすることになっていることに関しては、委員会が行政にとって存在意義のないものであったといわんばかりの発言から町民参加を否定し、町民を愚弄するもので、単なるアリバイづくりのための行政改革推進委員会であったことをみずから暴露したのだというふうに私は考えております。

一方、この間国保病院の元薬剤師の事件、国保病院の運営の問題、そして地域活性化広場整備工事の問題などで明らかになったことは、議会と相談しながら町政を推進していくという町長の所信とはかけ離れたものになっており、議会軽視と言える状況になっているのです。議会への説明責任を果たしていない状況になっているのだと思います。町長のその場しのぎのこそくな発言を繰り返すことで、確固とした政治信念のない政治姿勢には多くの議員の方が質問する意欲をなくされていることをご存じなのではないでしょうか。

合併10年という節目を迎えようする今こそ来年度、平成27年度予算に自治体の責務と責任を十分認識した上で財政面での経費節減と効率性とともに、行政サービスの質を向上させる内容を盛り込まれ、真に持続可能で町民が必要としている政策に変更することを期待するという意味において、平成25年度一般会計など各会計歳入歳出決算を不認定とすべきだというふうに私は考えます。以上、皆さん方の賛同をお願いして、討論といたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第1号に対する賛成討論の発言を許します。委員長報告に賛成の立場の討論でございます。

○5番（前本幸政君） 認定第1号につきましては、去る9月9日の決算審査特別委員会において認定ということで多数で可決されました。認定第1号 平成25年度森町各会計歳入歳出決算認定について、委員長報告の決算認定という報告に対し、賛成の立場より討論をさせていただきます。

平成25年度の一般会計は、歳入93億8,691万414円、歳出93億112万8,925円となっており、繰越額132万5,000円を引いた実質収支は8,445万6,489円となりましたが、財政調整基金の取り崩しなどにより実質単年度収支は2,351万4,000円の赤字となったわけでございます。この結果につきましては、さまざまな論があろうかと思いますが、昨年8月の未曾有の大雨による災害の復旧を行った上での結果などであることを考慮すべきものであり、一方で平成25年度は自主財源がわずかながら増加するなど、行財政運営に対する努力がいま見える内容であると思っております。また、個々の予算執行内容につきましては、おおむね予算執行権を持つ町長の裁量の範囲内と理解するところでありますが、さきに行われました決算審査特別委員会においても多くの質疑がなされたことを鑑み、なお一層の適切で透明な予算執行を願うところでございます。

以上のことから、平成25年度決算につきましては認定とすることが適当であると考えているところでございますが、今後の森町の財政を考えたとき役場庁舎等の耐震、し尿処理施設の更新、そして国保病院の問題、また少子化や人口減少問題など大きな問題が山積しております。今後なお一層の行財政運営の努力を望むことを申し上げまして、討論とさせていただきます。

議員皆さんの賢明なご判断を切にお願いを申し上げます。委員長報告に対する賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第1号 平成25年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第2号に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第2号に対する賛成討論の発言を許します。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第2号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第2号については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第3号に対する反対討論の発言を許します。ないですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第3号に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) これで討論を終わります。

認定第3号 平成25年度森町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

認定第3号については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第4号に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第4号に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) これで討論を終わります。

認定第4号 平成25年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

認定第4号については、認定することに決定しました。

◎日程第4 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第4、意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、意見書案第3号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、意見書案第4号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第8、意見書案第5号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第9、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第10、意見書案第7号 電気料金再値上げに反対する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議員派遣の件について

○議長（野村 洋君） 日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第11のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第12 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第12、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして平成26年第1回森町議会9月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成26年第1回森町議会9月会議を終了いたします。
ご苦労さまでございました。

休会 午後 1時58分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成26年9月12日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員